

大麻取締法等の施行状況と課題について

第1回大麻規制検討小委員会

厚生労働省 医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

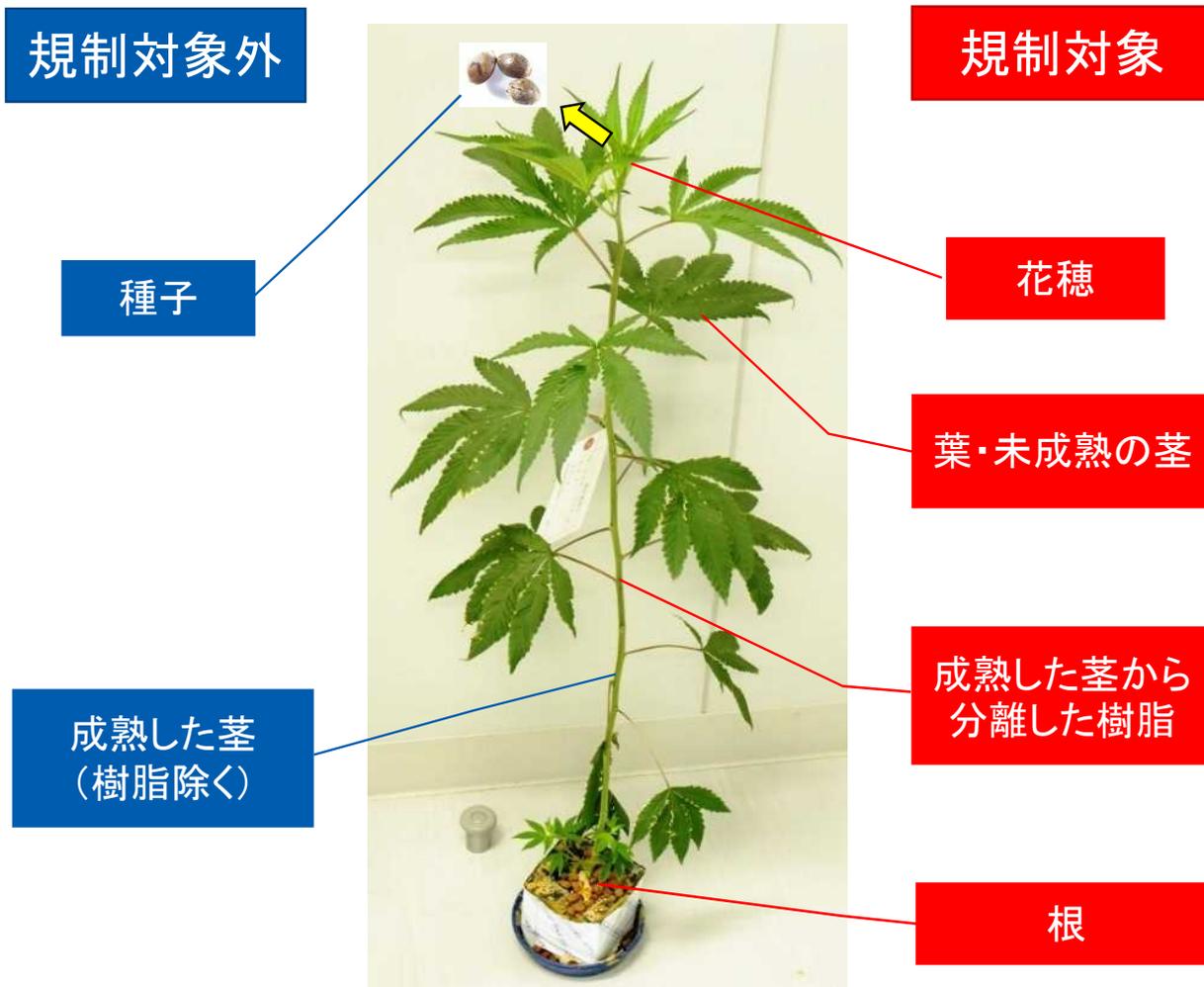
1. 大麻規制検討の経緯
2. 薬物対策の現状と課題



1. 大麻規制検討の経緯

大麻取締法の概要について

- 大麻の定義を規定
- 大麻取扱者（大麻栽培者及び大麻研究者）免許制とし、大麻の取扱い（栽培、輸入・輸出、譲渡・譲受、所持等）についても制限
- 大麻の用途を学術研究及び繊維・種子の採取だけに限定



第1条 この法律で「大麻」とは、大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く。）並びに大麻草の種子及びその製品を除く。

○大麻に含まれる主な成分
THC・・・幻覚等の精神作用を示す成分。
化学合成されたものは、麻薬として規制。
CBD・・・物質としては規制されていない。

大麻取締上の整理について

法律上の規制

■大麻取締法(昭和23年法律第124号)

大麻の定義(第1条): 大麻草の部位による規制

規制 花穂、葉・未成熟の茎、根
成熟した茎から分離した樹脂

規制外 成熟した茎(樹脂除く)
種子

大麻の鑑定

化学的試験に基づき大麻草に含有する $\Delta 9$ -THCを分析及び大麻草の植物学的特徴を確認

罰則(例)

大麻の単純所持罪 5年以下の懲役

定義

天然由来

化学合成由来

分析方法

同一

罰則

法定刑の違い

■麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)

麻薬の定義(第2条): 成分規制

(例) 麻薬 $\Delta 9$ -THCの規制

6a, 7, 8, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ-[b,d]ピラン-1-オール(別名 $\Delta 9$ -テトラヒドロカンナビノール)(分解反応以外の化学反応・・(略)・・を起こさせることにより得られるものに限る。)及びその塩類

麻薬 $\Delta 9$ -THCの鑑定

化学的試験に基づき麻薬 $\Delta 9$ -THCを分析

罰則(例)

麻薬 $\Delta 9$ -THCの単純所持罪 7年以下懲役

大麻取締法の主な改正について

- | | | |
|-------------|---|----|
| 昭和23（1948）年 | 大麻取締法 公布・施行 | |
| 昭和28（1953）年 | 大麻取締法の一部を改正する法律 <ul style="list-style-type: none">●大麻の種子を取り締まり対象から除外●大麻取扱者の免許業務を都道府県知事に委任●大臣許可による大麻研究者による大麻の輸出入を可能とした | など |
| 昭和38（1963）年 | 麻薬取締法等の一部を改正する法律 <ul style="list-style-type: none">●大麻から製造された医薬品の施用を受けることの禁止●罰則の法定刑の引き上げ | など |
| 平成2（1990）年 | 麻薬取締法等の一部を改正する法律 <ul style="list-style-type: none">●営利目的の場合における加重処罰規定●未遂・予備罪の処罰規定、資金等提供罪、周旋罪等の新設●医薬関係者向けの雑誌掲載等を除く大麻に関する広告の禁止 | など |
| 平成3（1991）年 | 麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律 <ul style="list-style-type: none">●大麻の定義規定の明確化（種子を規制対象外とする旨明文化）●国外犯処罰規定の新設 | など |

大麻を巡る国内外の情勢について

国内における薬物情勢

- ① 覚醒剤事犯は、平成31・令和元年に引き続き令和2年も1万人を下回った。
- ② 大麻事犯は、令和2年の検挙人員は7年連続で増加して5,260人となり、過去最多を更新した。特に、検挙人員の約65%が30歳未満であるなど、若年層を中心とした大麻乱用の拡大が顕著となっている。
- ③ 覚醒剤の再犯者率は14年連続で増加し、過去最高を更新した。

★「薬物乱用対策推進会議」

政府全体で薬物に対する強力な取締り、広報啓発その他総合的かつ積極的な施策を推進する目的で設置されたもの。

平成30年8月3日に策定した基本計画である「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、各省庁において対策を実施している。

※平成29年3月から厚生労働大臣が同会議の議長となった。（内閣府から厚生労働省へ事務局が移管）

※「薬物乱用防止五か年戦略」とは、薬物乱用を防止するため各省庁が連携して取り組む薬物対策の基本計画。

国外における薬物情勢

- ① 英国のGW Pharmaceuticals（GWファーマシューティカルズ）社が、「大麻草」から抽出・精製された大麻成分CBD（カンナビジオール）を主成分とする経口液剤「Epidiolex（エピディオレックス）」を開発し、米国や欧州において一部の疾患への治療薬として承認・使用
- ② 令和2年12月、国連麻薬委員会（CND）において、大麻から製造された医薬品に医療上の有用性が認められたことに基づき、「1961年の麻薬単一条約」上の大麻の規制のカテゴリーを変更する旨の勧告が可決。

★大麻及び大麻樹脂は条約で「I（乱用のおそれがあり、悪影響を及ぼす物質）」と「IV（特に危険で医療用途がない物質）」のカテゴリーで規制されていたが、海外の一部の国で、大麻から製造された医薬品に医療上の有用性が認められたことからIVのカテゴリーから外すもの。なお、IとIVの規制内容は同じであり、Iで引き続き規制されることから、条約における規制内容に変更はない。

大麻等の薬物対策のあり方検討会について

検討会の開催スケジュール

第1回	令和3年1月20日	薬物対策の現状と課題
第2回	令和3年2月25日	大麻を取り巻く環境と健康への影響
第3回	令和3年3月16日	再乱用防止と依存症対策
第4回	令和3年3月31日	薬物の適正使用 大麻由来医薬品の医療への活用（聖マリアンナ医科大学脳神経外科 准教授 太組一朗先生）
第5回	令和3年4月23日	日本の麻文化を守るために（日本麻協議会事務局代表 若園和朗様、日本麻振興会代表理事 大森由久様）とりまとめに向けた今後の検討課題
第6回	令和3年5月14日	とりまとめ素案
第7回	令和3年5月28日	とりまとめ（案）
第8回	令和3年6月11日	とりまとめ

大麻等の薬物に係る規制の見直し

近年の若年層を中心とした大麻事犯の増加等の国内における薬物情勢や、諸外国における大麻から製造された医薬品の医療用途への活用等の国際的な動向を踏まえ、今後の薬物対策のあり方を検討するため、令和3年1月から、医学・薬学・法学等の有識者により構成された「大麻等の薬物対策のあり方検討会」を計8回にわたり開催し、同年6月25日にとりまとめを公表した。

同とりまとめにおいて、

- 大麻草の部位による規制から成分に着目した規制への見直し
- 大麻から製造された医薬品の施用に関する見直し
- 大麻の「使用」に対する罰則の導入
- 再乱用防止と社会復帰支援の推進

等について、基本的な方向性が示された。

大麻等の薬物対策のあり方検討会とりまとめについて

成分に着目した規制

大麻取締法においては、大麻草の部位による規制を行っているところであるが、実態としてはTHC(テトラヒドロカンナビノール)という有害成分に着目して取締りを行っていることや、規制すべき物質は有害な精神作用を示すTHCであることから、大麻草が含有する成分(THC)に着目した規制に見直すことが適当である。

大麻から製造された医薬品の背用に関する見直し

WHO勧告により大麻から製造された医薬品の有用性が認められる等、近年の諸外国の動向やその医療上の有用性を踏まえて、現行の麻薬及び向精神薬取締法に規定される免許制度等の流通管理の仕組みの導入を前提として、大麻から製造された医薬品の製造や施用を可能とすべきである。

大麻の「使用」に対する罰則

法制定時に大麻の使用に対する罰則を設けなかった理由である「麻酔い」は現状において確認されず、大麻から製造された医薬品の不正使用の取締りの観点や他の薬物法規との整合性の観点からは、大麻の使用に対し罰則を科さない合理的な理由は見出し難い。

また、使用に対する罰則が規定されていないことが、「大麻を使用してもよい」というメッセージと受け止められかねない状況にあることから、他の薬物法規と同様、大麻の使用に対し罰則を科すことが必要であるという意見が多かった。

一方、国際的な回復支援の流れに逆行することになるのではないかと、使用罪の導入が大麻使用の抑制につながるという論拠が乏しい、大麻事犯の検挙者数の増加に伴い、国内において、暴力事件や交通事故、また、精神障害者が増加しているという事実は確認されておらず、大麻の使用が社会的な弊害を生じさせているとはいえない、刑罰により罰することは孤立を深め、スティグマを助長するなどの理由から、3名の委員より反対意見があった。

再乱用防止と社会復帰支援の推進

刑事司法関係機関等における社会復帰に繋げる指導・支援、医療提供体制に係る取組の継続及び地域社会における本人・家族等への支援体制の充実により、再乱用防止と社会復帰支援を進めていく必要がある。

2. 薬物対策の現状と課題

薬物規制に関する法律について

令和3年9月30日現在

麻薬及び向精神薬取締法	麻薬	あへんアルカロイド	モルヒネ、オキシコドン、ジアセチルモルヒネ（ヘロイン）等
		コカインアルカロイド	コカイン等
		合成麻薬	ペチジン、フェンタニル、メサドン、MDMA、LSD、PCP、2-CB等
	麻薬原料植物		コカ、マジックマッシュルーム等
	向精神薬	睡眠薬 精神安定剤 食欲抑制剤 鎮痛剤 中枢神経興奮剤	トリアゾラム（ハルシオン）、ニメタゼパム等 メプロバメート等 フェンテルミン、マジンドール等 ペンタゾシン、ブプレノルフィン等 メチルフェニデート（リタリン）等
		麻薬向精神薬原料	
あへん法	けし、あへん、けしがら		
大麻取締法	大麻草及びその製品（大麻樹脂を含む） ただし、大麻草の成熟した茎・その製品、大麻草の種子・その製品を除く		
覚醒剤取締法	覚醒剤	アンフェタミン、メタンフェタミン	
	覚醒剤原料	エフェドリン、メチルエフェドリン、ノルエフェドリン、セレギリン、リスデキサメタンフェタミン、フェニル酢酸等	
麻薬特例法	—		
医薬品医療機器等法（注）	指定薬物	亜硝酸イソブチル、5-MeO-MIPT等	
毒物及び劇物取締法	興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物・劇物	トルエン、シンナー等	

注 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

【参考文献】麻薬・向精神薬・覚醒剤 管理ハンドブック第11版（株式会社じほう発行）

※ エフェドリン、メチルエフェドリン及びノルエフェドリンの一定含有量以下の製剤は覚醒剤原料から除外されている、

麻薬4法の比較（概要）について

令和3年9月30日現在

	麻薬及び向精神薬取締法		あへん法	大麻取締法	覚醒剤取締法	
目的	・麻薬・向精神薬乱用による保健衛生上の危害を防止するため必要な取締 ・麻薬中毒者の措置		あへんの供給の適正を図るため必要な取締	—	覚醒剤の乱用による保健衛生上の危害を防止するため必要な取締	
規制対象	麻薬 医療用途あり 研究用途あり	向精神薬 医療用途あり 研究用途あり	けし、あへん 医療用途あり (医薬品原料) 研究用途あり	大麻 医療用途なし 研究用途あり	覚醒剤 医療用途あり (ただし1物質) 研究用途あり	覚醒剤原料 医療用途あり 化学品用途あり 研究用途あり
免許等	〈免許〉	〈免許及び登録〉	〈許可〉	〈免許〉	〈指定〉	〈指定〉
			(栽培) けし耕作者 甲種研究栽培者 乙種研究栽培者	(栽培) 大麻栽培者		
	(製造等) 麻薬輸入業者 麻薬輸出業者 麻薬製造業者 麻薬製剤業者 家庭麻薬製造業者	(製造等) 向精神薬輸入業者 向精神薬輸出業者 向精神薬製造製剤業者 向精神薬使用業者	麻薬製造業者		(製造等) 覚醒剤製造業者	(製造等) 覚醒剤原料輸入業者 覚醒剤原料輸出業者 覚醒剤原料製造業者
	(流通) 麻薬卸売業者 麻薬卸売業者	(流通) 向精神薬卸売業者(医薬品の卸売販売業者及び薬局開設者は、みなし。)				(流通) 覚醒剤原料取扱者
	(薬局) 麻薬小売業者	(薬局) 向精神薬小売業者の、みなし				
	(医療機関) 麻薬施用者 麻薬管理者	(医療機関) なし			(医療機関) 覚醒剤施用機関	
	(研究) 麻薬研究者	(研究) 向精神薬試験研究施設設置者	麻薬研究者	(研究) 大麻研究者	(研究) 覚醒剤研究者	(研究) 覚醒剤原料研究者
			医薬品として製造、流通する段階では麻薬及び向精神薬取締法で規制 流通、輸出入を国が独占。したがって免許制はない	大麻自体は繊維等の有用植物なので他への流用を規制。医療用途なし		
輸出入	免許必要。その都度の許可 〈輸入が多く輸出が少ない〉	免許必要。一部その都度の許可 〈輸出入多い〉	国のみ 〈国の専売〉	大麻研究者のみ。その都度の許可 〈輸出入少ない〉	全面禁止 〈輸出入禁止〉	指定必要。その都度の許可 〈輸出入多い〉
医療中毒者	麻薬及び向精神薬取締法による措置入院制度あり	なし	麻薬及び向精神薬取締法による措置入院制度あり	麻薬及び向精神薬取締法による措置入院制度あり	精神保健および精神障害者福祉に関する法律による措置入院制度等あり	なし

免許等を与えるもの一覧について

令和3年9月30日現在

根拠となる法律	資格の種類	免許等権者	分類	期限	
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬輸入業者	厚生労働大臣	免許	免許の日の翌々年の12月31日まで	
	麻薬輸出業者				
	麻薬製造業者				
	麻薬製剤業者				
	家庭麻薬製造業者	地方厚生(支)局長			
	麻薬元卸売業者				
	麻薬卸売業者	都道府県知事			
	麻薬小売業者				
	麻薬施用者				
	麻薬管理者				
	麻薬研究者				
	向精神薬輸入業者	地方厚生(支)局長		免許の日から5年	
	向精神薬輸出業者				
	向精神薬製造製剤業者				
	向精神薬使用業者				
	向精神薬卸売業者	都道府県知事			免許の日から6年
	向精神薬小売業者				
	向精神薬試験研究施設設置者(国の開設する施設)	地方厚生(支)局長		登録	期限なし
	向精神薬試験研究施設設置者	都道府県知事			
	麻薬等原料輸入業者*	地方厚生(支)局長		届出	
麻薬等原料輸出業者*					
特定麻薬等原料製造業者					
特定麻薬等原料卸売業者	都道府県知事				

根拠となる法律	資格の種類	免許等権者	分類	期限
大麻取締法	大麻栽培者	都道府県知事	免許	免許の年の12月31日まで
	大麻研究者			
覚醒剤取締法	覚醒剤製造業者	厚生労働大臣	指定	指定の日の翌年の12月31日まで
	覚醒剤施用機関(国の開設するもの)			
	覚醒剤施用機関	都道府県知事		
	覚醒剤研究者			
	覚醒剤原料輸入業者	地方厚生(支)局長		指定の日の4年後の12月31日まで
	覚醒剤原料輸出業者			
	覚醒剤原料製造業者	都道府県知事		
	覚醒剤原料取扱者			
あへん法	けし耕作者	地方厚生(支)局長	許可	1年以内の9月30日まで
	甲種研究栽培者			
	乙種研究栽培者			

* 麻薬等原料輸入(輸出)業者業務届出受理証明書の有効期限は届出の日から5年を経過した日の属する年の6月30日まで(H12.12.14 医薬発第1239号)

【参考文献】 麻薬・向精神薬・覚醒剤 管理ハンドブック第11版(株式会社じほう発行)

興奮作用



覚醒剤
メタンフェタミン、アンフェタミン

覚醒剤取締法

幻覚作用



コカイン



メチルフェニデート
(リタリン-向精神薬)



MDMA

麻薬及び向精神薬取締法



LSD

麻薬221種類
向精神薬88種類



マジックマッシュルーム



ヘロイン
モルヒネ



睡眠薬(ハルシオン、マイスリー等の向精神薬)

抑制作用



大麻



大麻樹脂

大麻取締法

興奮・抑制
・幻覚



あへん(けしぼうず)

あへん法



指定薬物(危険ドラッグ)
ラッシュ、JWHシリーズ、カチノン系など

医薬品医療機器等法

指定薬物 2,405種類

覚醒剤について

覚醒剤とは

- 1893年に長井長義博士がメタンフェタミンを合成。
- 末梢・中枢神経のドーパミン及びノルアドレナリン量を増加させる。
- 強い精神依存がある。
- 覚醒剤取締法で規制されており、規制されている物質は「アンフェタミン」と「メタンフェタミン」のみ。



覚醒剤の作用

- 薬物使用により引き起こされる作用 : 興奮、恍惚、不眠、多動 等
- 薬物依存により引き起こされる作用 : 幻覚・幻聴、妄想、猜疑心 等

大麻について

大麻とは

- 古来から宗教儀式等で利用されている。
- 大麻は「ハシシ」と呼ばれることがあり、「ハシシ」はassasinの由来と言われている。
- 有害成分THCが脳内カンナビノイド受容体に結合し、神経回路を阻害する。
- 軽度の身体依存あり。
- 大麻取締法で規制されており、乱用されている大麻には、「乾燥大麻」のほか、「大麻リキッド」、「大麻ワックス」、「大麻クッキー」、「大麻チョコレート」等、多岐に亘っている。

大麻の作用

- 認知機能、記憶等の障害、知覚（聴覚、触覚）の変容 等



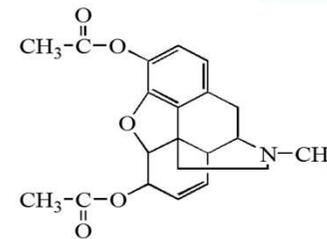
麻薬ヘロインについて

ヘロインとは

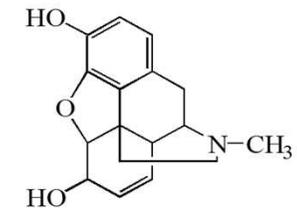
- 古くから鎮痛剤として利用。
- 脳内のオピオイド受容体と結合し、強い精神依存と身体依存を誘発する。
- 断薬により強い禁断症状を呈す。
- 麻薬及び向精神薬取締法で麻薬として規制されている。



構造類似物質



ヘロイン (ジアセチルモルヒネ)



モルヒネ

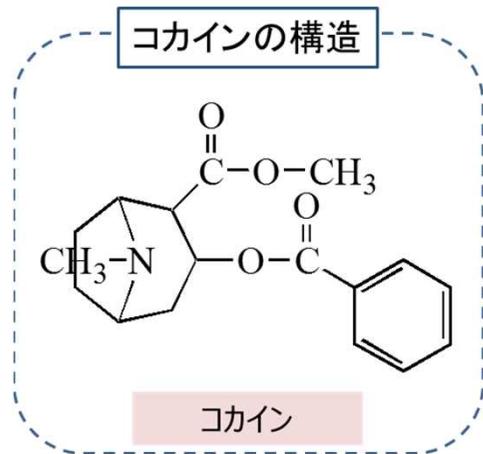
ヘロインの作用

- 鎮痛、多幸感、嘔吐、呼吸中枢抑制 等

麻薬コカインについて

コカインとは

- インディオがコカ葉を咀嚼して使用していた。
- ドパミン、ノルアドレナリン、セロトニンの再取り込み阻害作用を持つ。
- 局所麻酔作用を持つため、医療用麻薬として使用されることがある。
- 麻薬及び向精神薬取締法で麻薬として規制されており、コカインの原料であるコカ葉も同様に麻薬として規制されている。
- コカの木は麻薬原料植物として規制されている。



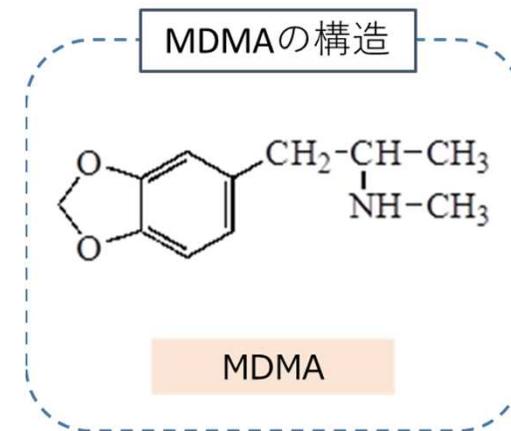
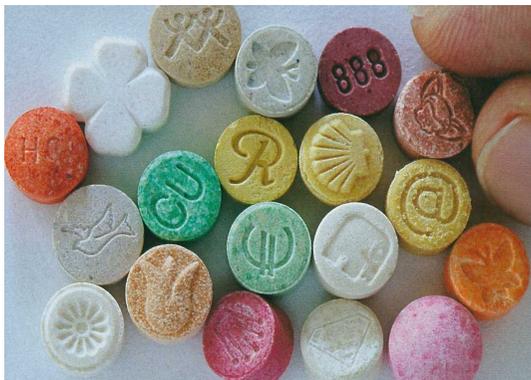
コカインの作用

- 興奮（多弁、多動）、多幸福感、感覚鋭敏 等

麻薬MDMAについて

MDMAとは

- 1980年代から乱用されており、我が国では1989（平成元）年に麻薬に指定。
- 末梢・中枢神経のドーパミンの遊離を促進する作用を持つ。
- 覚醒剤と幻覚剤の2つの薬物の特徴を併せ持つ。
- 正式名称は「N, α-ジメチル-3,4-（メチレンジオキシ）フェネチルアミン」、通称名は「3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン」であり、MDMAは別名。
- 麻薬及び向精神薬取締法で麻薬として規制されている。



MDMAの作用

- 多幸感、感受性亢進、気分高揚 等

乱用薬物の種類とその影響について

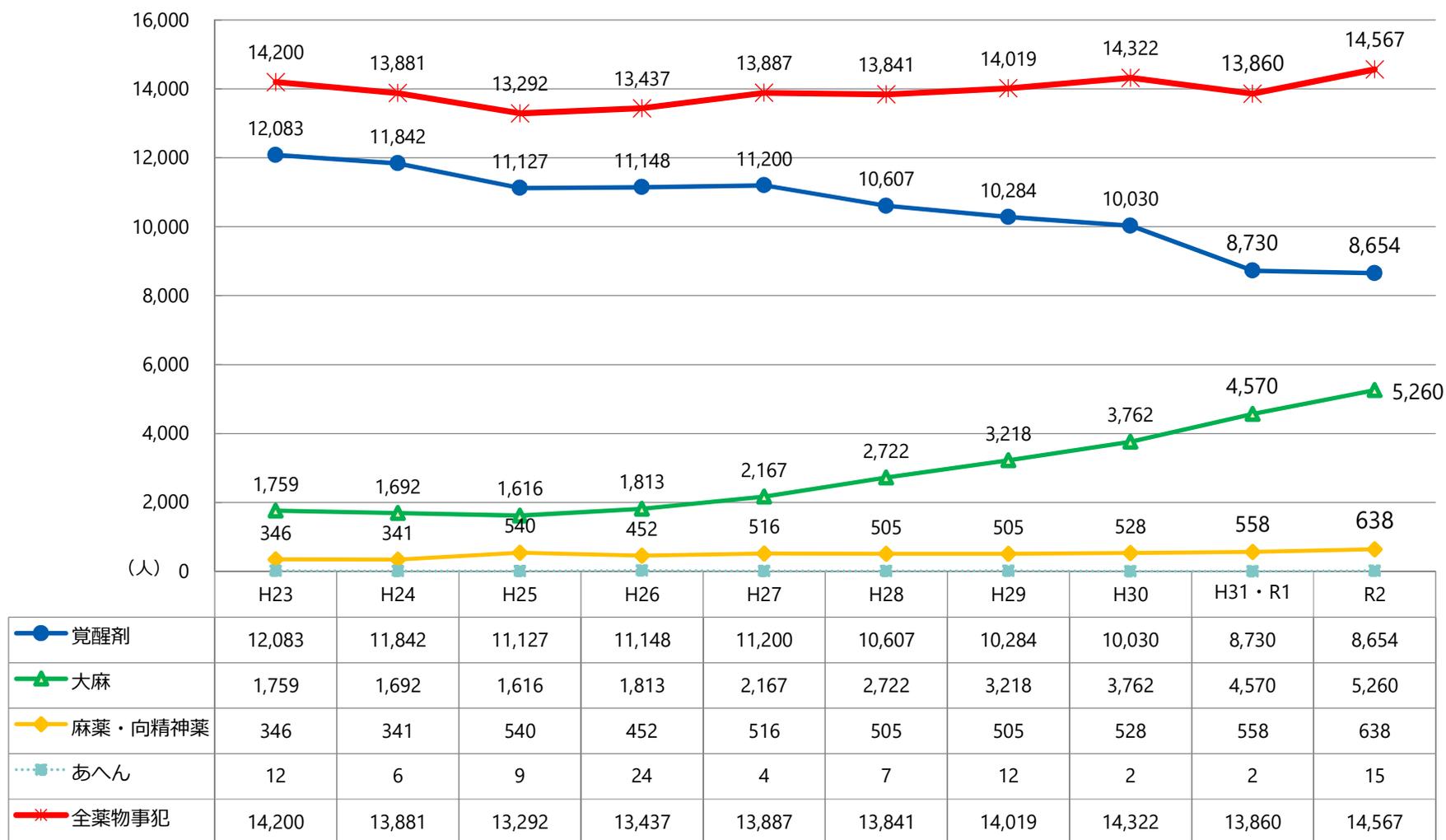
中枢作用	乱用薬物の種類		薬物乱用による影響					参考
	種類	例	精神依存	身体依存	耐性	催幻覚	精神毒性※	規制される法律
抑制	あへん類	ヘロイン、モルヒネ等	+++	+++	+++	-	-	麻薬及び向精神薬取締法
	バルビツール類	ペントバルビタール等	++	++	++	-	-	
	ベンゾジアゼピン類	トリアゾラム等	+	+	+	-	-	
	大麻		+	±	+	++	+	大麻取締法
興奮	コカイン		+++	-	-	-	++	麻薬及び向精神薬取締法
	LSD		+	-	+	+++	±	
	アンフェタミン類	MDMA等	+++	-	+	+	+++	
		覚醒剤 (アンフェタミン、 メタンフェタミン)	+++	-	+	-	+++	覚醒剤取締法

※精神毒性:精神病を引き起こす作用

【参考文献】「薬物乱用・依存等の疫学的研究及び中毒性精神病患者等に対する適切な医療のあり方についての研究
(主任研究者:和田 清)研究報告書」平成10年度厚生科学研究費(医薬安全総合研究事業)

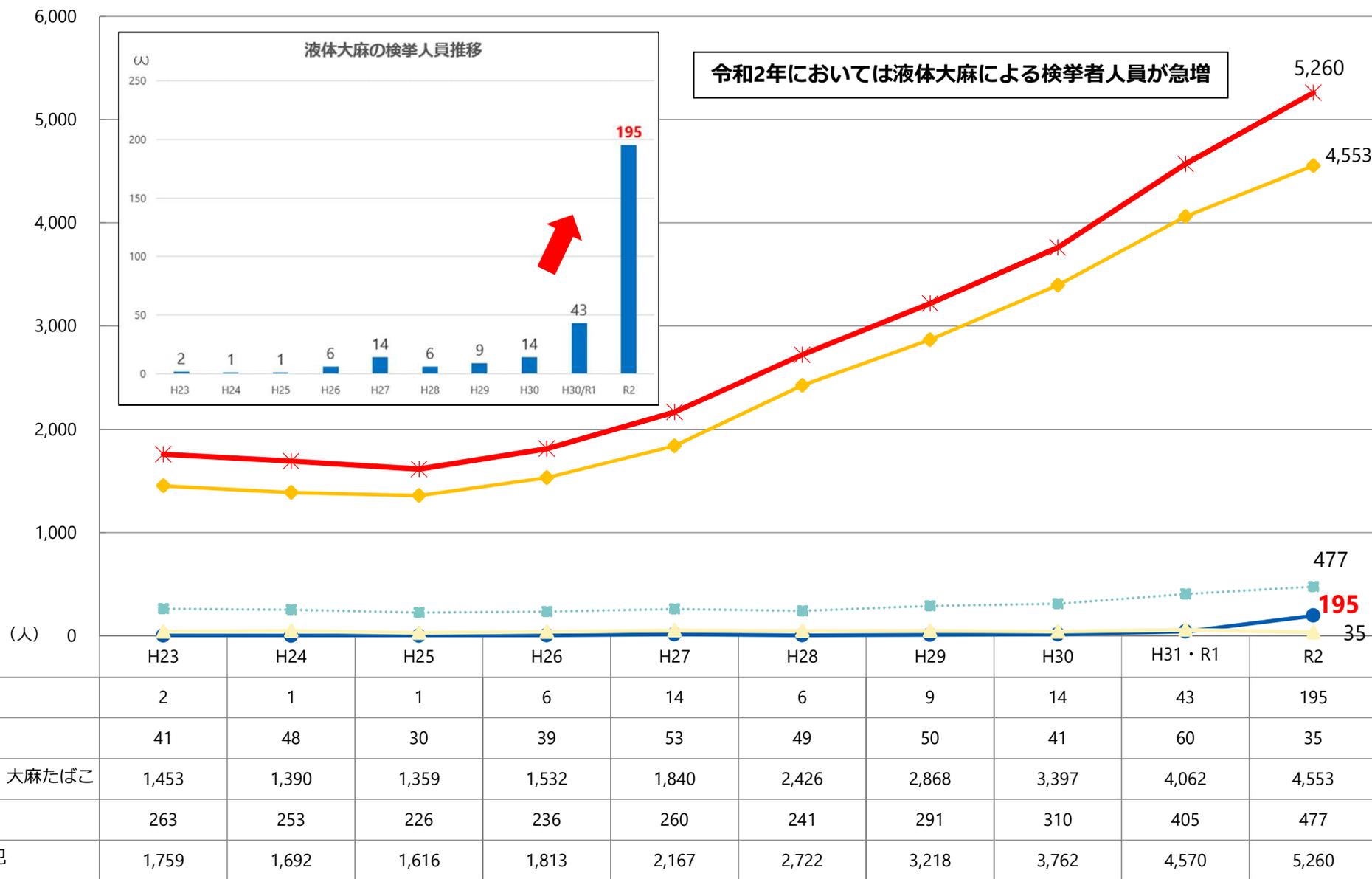
薬物事犯検挙人員の推移について

- 薬物事犯全体の検挙人員は、前年より増加し、**過去10年で最多**
- 大麻事犯の検挙人員は、**7年連続で増加**し、初めて5,000人を超えて**過去最多を更新**
- 麻薬事犯の検挙人員は、平成20年以降13年ぶりに600人を超えて**過去10年で最多**



厚生労働省・警察庁・海上保安庁・財務省の統計による。

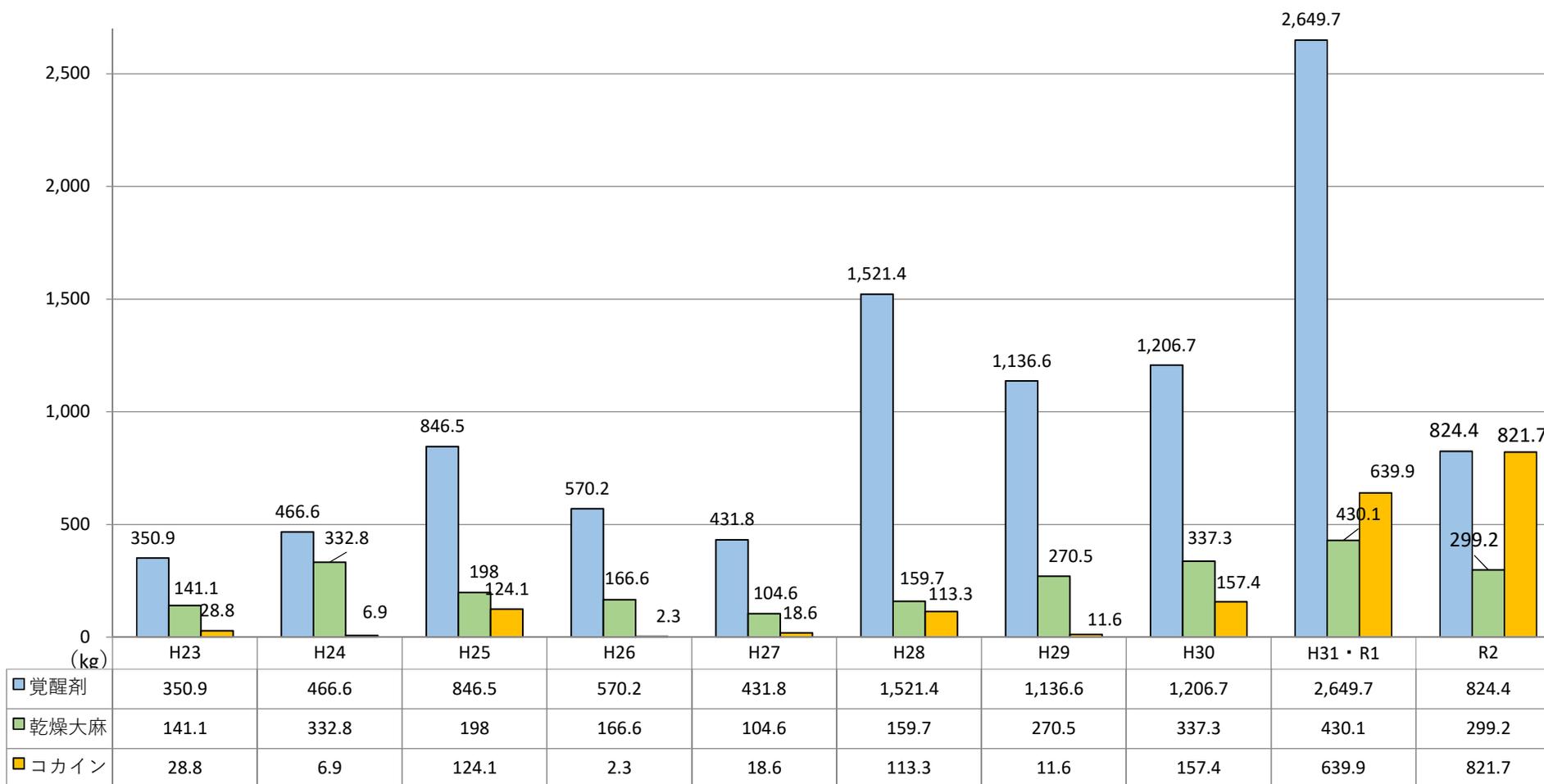
大麻事犯の品目別検挙人員について



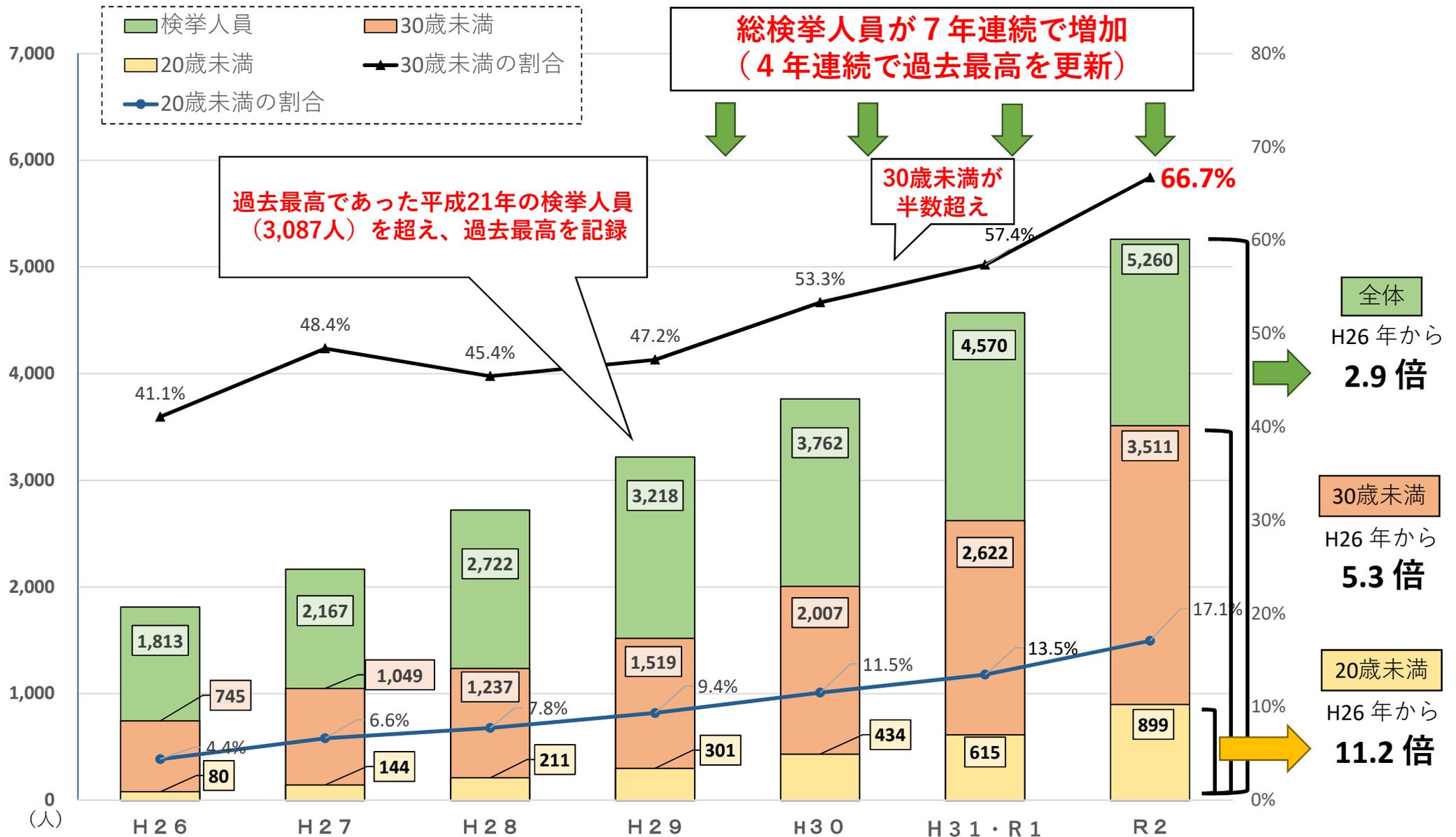
厚生労働省・警察庁・海上保安庁・財務省の統計による。

薬物押収量の推移について

- 覚醒剤押収量は前年より減少して**824.4kg**
- 乾燥大麻押収量は前年より減少して**299.2kg**
- コカイン押収量は前年より大幅に増加し、**821.7kg**となり過去最多を更新

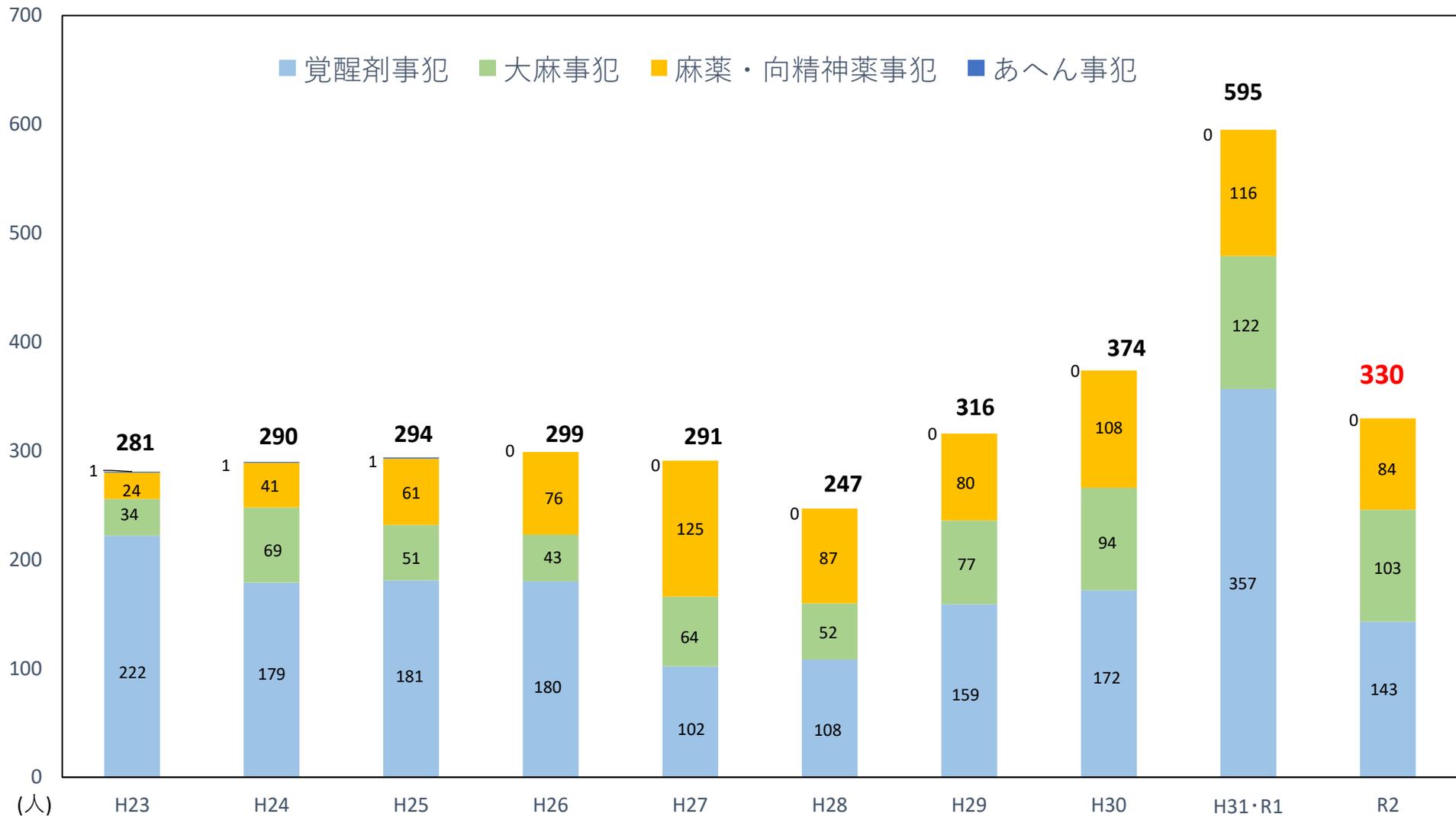


大麻事犯における検挙人員の推移（年齢別）について



薬物密輸入事犯における検挙人員の推移について

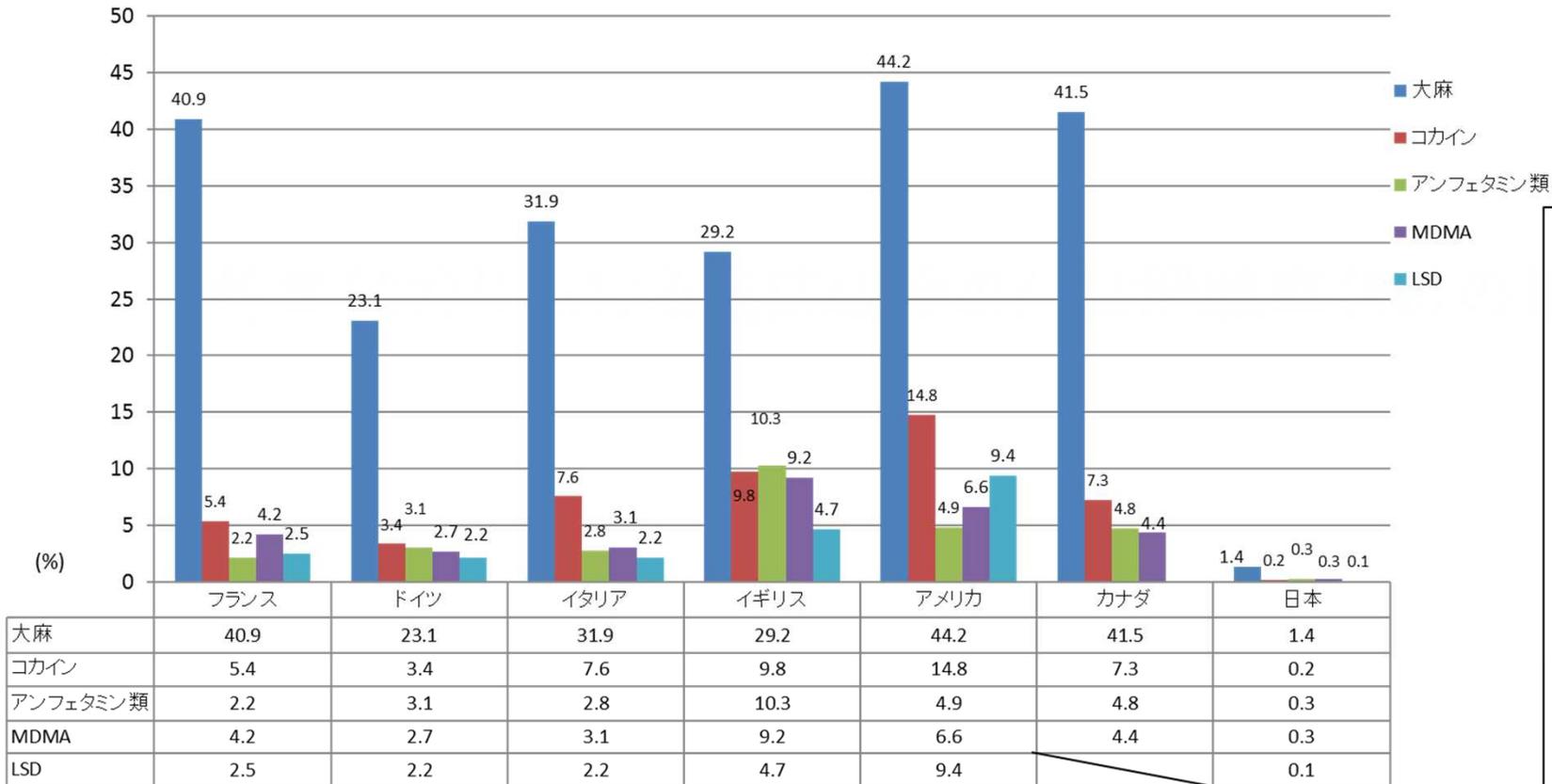
○ 令和2年中の大麻の密輸入事犯の検挙人員は、**全薬物密輸入事犯のうちの約3割**を占める



厚生労働省・警察庁・海上保安庁・財務省の統計による。

各国（G7）における違法薬物の生涯経験率の比較について

- 各国とも大麻の生涯経験率が最も高い。
- 日本における違法薬物の生涯経験率は、諸外国と比較して低い。
- 特に大麻については、欧米では20～40%台であるのに対し、日本では1.4%と圧倒的に低い。



※フランス・ドイツ・イタリア・イギリスのデータ
「欧州薬物及び薬物嗜癖監視センター(EMCDDA)」によるもの。
同センターは、毎年EU加盟国から送付されるデータを集約・分析・標準化している。

※アメリカのデータ
NSDUH (National Survey on Drug Use and Health)によるもの。

※カナダのデータ
CADUMS (Canadian Alcohol and Drug Use Monitoring Survey)によるもの。

※ 対象年齢
フランス・ドイツ・イタリア・イギリス・日本15歳～64歳 / アメリカ12歳以上 / カナダ15歳以上

※ 調査年
フランス・イタリア・イギリス・アメリカ2014年 / ドイツ・カナダ2012年 / 日本2021年

※ 調査方法(日本)
無作為に対象者を選定し、戸別訪問、郵送返送、インターネット回答のいずれかの方法により調査を行い、薬物の生涯経験率等を調査した。(対象者数7,000人、有効回答数3,476人)

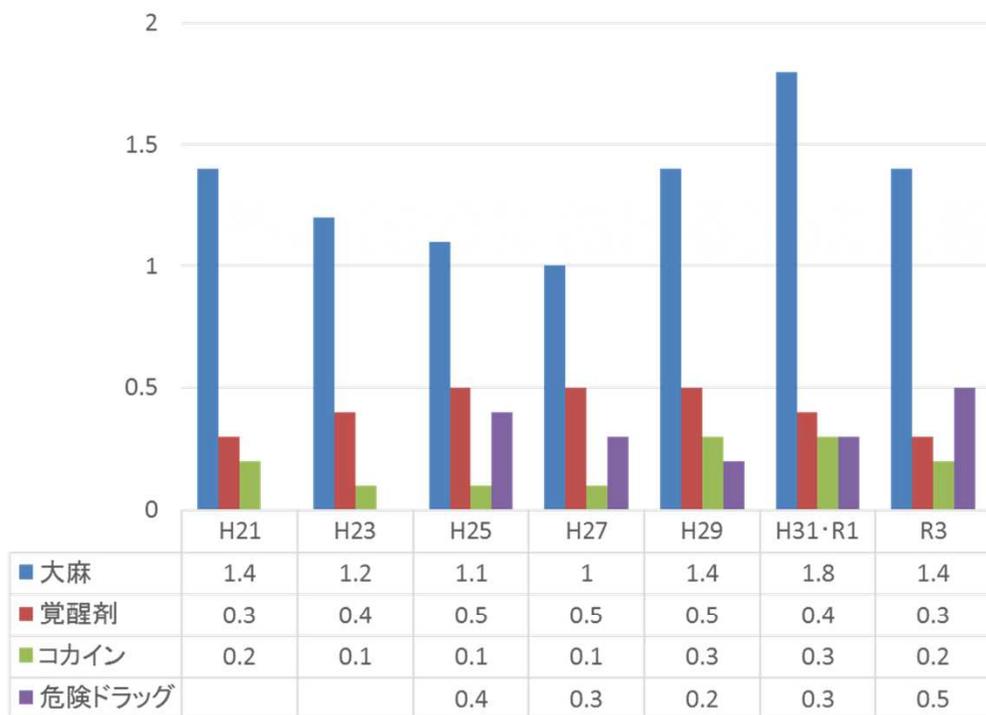
<出典>
平成28年度厚生労働科学研究費補助金「危険ドラッグを含む薬物乱用・依存に関する国際比較研究」和田清
令和3年度 嶋根卓也 厚生労働行政推進調査事業費補助金 「薬物乱用・依存状況の実態把握と薬物依存症者の社会復帰に向けた支援に関する研究」

我が国における違法薬物の生涯経験率について

【薬物使用に関する全国住民調査（令和3年）】

- 大麻の生涯経験率は、覚醒剤、コカイン、危険ドラッグと比べて最も高い。
- 大麻の生涯経験率は覚醒剤の生涯経験率と比べて約5倍高い。
- 大麻の生涯経験者数の推計は約128万人。

我が国の違法薬物の生涯経験率



令和3年の調査結果における生涯経験者数及び過去1年間の経験者数の推計値

	生涯経験者数	過去1年間の経験者数
大麻	約128万人	約13万人
覚醒剤	約24万人	約5万人
コカイン	約22万人	約7万人
危険ドラッグ	約43万人	約8万人

※ 対象年齢

フランス・ドイツ・イタリア・イギリス・日本15歳～64歳 / アメリカ12歳以上 / カナダ15歳以上

※ 調査年

フランス・イタリア・イギリス・アメリカ2014年 / ドイツ・カナダ2012年 / 日本2021年

※ 調査方法(日本)

無作為に対象者を選定し、戸別訪問、郵送返送、インターネット回答のいずれかの方法により調査を行い、薬物の生涯経験率等を調査した。(対象者数7,000人、有効回答数3,476人)

< 出典 >

平成28年度厚生労働科学研究費補助金「危険ドラッグを含む薬物乱用・依存に関する国際比較研究」 和田清

令和3年度 嶋根卓也 厚生労働行政推進調査事業費補助金 「薬物乱用・依存状況の実態把握と薬物依存症者の社会復帰に向けた支援に関する研究」

大麻の使用罪に対する認識調査について(R1/R2)

調査概要

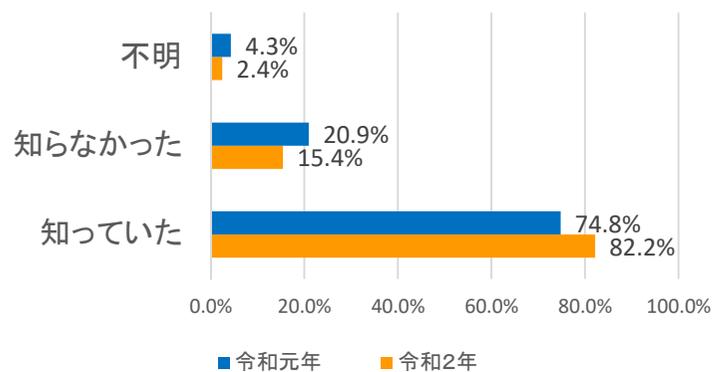
大麻取締法において使用罪が規定されていないことの認識及び大麻の使用罪が規定されていないことと大麻を使用したこととの関係について、厚生労働省と警察庁との間で協議し、警察庁において調査を実施。

調査対象者

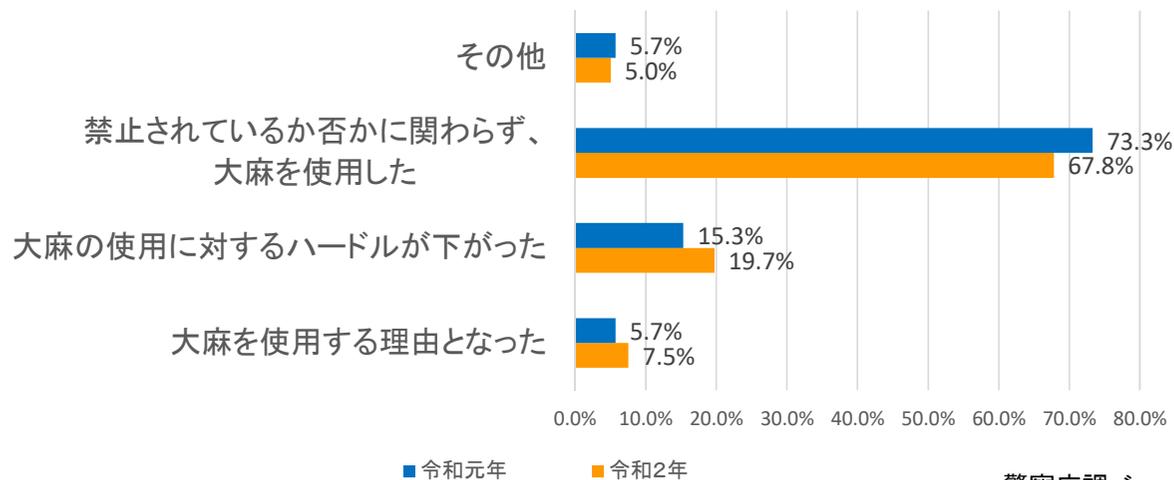
令和元年10月1日から11月30日までの間に、警察において、大麻の単純所持で検挙された者631人

令和2年10月1日から11月30日までの間に、警察において、大麻の単純所持で検挙された者748人

大麻取締法において使用罪が規定されていないことの認識



大麻の使用罪が規定されていないことと大麻を使用したこととの関係（「知っていた」と回答した人に対する調査結果）



警察庁調べ

大麻（THC）の有害作用について

	急性	慢性	
		成人期以降の乱用	青年期からの乱用
主な精神作用	<ul style="list-style-type: none"> 不安感、恐怖感 猜疑心 パニック発作 短期記憶の障害 	<ul style="list-style-type: none"> 精神依存（易怒性、不安、大麻に対する渴望等）の形成 統合失調症、うつ病の発症リスク増加の危険性 認知機能、記憶等の障害 	<ul style="list-style-type: none"> より強い精神依存の形成 統合失調症、うつ病の発症リスクのさらなる増加の危険性 衝動の制御、一般情報処理機能等の障害 IQの低下 より強い認知機能の障害
主な身体作用	<ul style="list-style-type: none"> 眠気 知覚（聴覚、触覚）の変容 	身体依存の形成	

自動車運転への影響
運動失調と判断力の障害
 を引き起こす危険性

精神・身体依存形成
精神・記憶・認知機能障害
 を引き起こす危険性

大麻の乱用による重篤な健康被害の発生が懸念される

【参考文献】大麻問題の現状 Ⅱ 大麻・フィトカンナビノイドの有害性と医薬品としての応用：基礎と臨床、Ⅲ 大麻による有害作用：臨床的特徴
 （厚生労働行政推進調査補助金（医薬品・医療機器レギュラトリーサイエンス政策研究事業）「危険ドラッグ等の濫用防止のより効果的な普及啓発に関する研究」研究班 山本経之、山口拓、福森良）

大麻の健康に対する悪影響について（WHO文献）

大麻使用の短期的な悪影響

- 意識障害、認知障害、知覚障害、情緒あるいは行動障害、精神生理学的機能障害を伴う陶酔
- パニック発作、幻覚、嘔吐（初めて使用した人の中では稀）
- 車の運転における障害、交通事故による怪我のリスクの高まり（1.3～2.0倍）
- 年齢の若い大麻使用者に冠動脈疾患を引き起こす可能性
- 妊娠中に母親が大麻を吸引する場合、胎児に現れる悪影響

定期的な大麻使用による長期的な心理社会的影響

- 依存（リスクは使用経験のある人10人に1人、青少年の使用者の6人に1人、毎日使用する人の3人に1人）
- 成人よりも青少年により深刻で持続的なマイナスの結果
- 青少年期の大麻使用と若年成人の精神病的症状や統合失調症の発症リスクの間に用量反応関係
- 学校中退、認識機能障害、その他の薬物の違法使用、抑鬱症状、自殺念慮・自殺行動のリスクの高まり（青少年期や成人後の若い時期に毎日大麻を使用する場合）

定期的な大麻使用によるその他の長期的な心理社会的影響

- 慢性・急性の気管支炎、気管の内壁細胞の損傷
- 若い大麻使用者に心筋梗塞、脳卒中
- 煙草と共に使用する場合は、がんやその他の呼吸器系疾患のリスクの高まり
- 精巣がん（関連性については更なる調査が必要）

【出典】 INCB「Report of the International Narcotics Control Board for 2018」
https://www.incb.org/documents/Publications/AnnualReports/AR2018/Annual_Report_Chapters/03_Chapter_I_Annual_Report_2018_E_.pdf
【上記出典の引用元】 WHO「The Health and Social Effects of Nonmedical Cannabis Use (Geneva, 2016)」
https://www.who.int/substance_abuse/publications/cannabis_report/en/

カンナビノイド (THC・CBD) について

カンナビノイドとは

- 大麻草に含まれる大麻草特有のテルペノフェノリック骨格※を持つ化合物群の総称。
- 大麻草には、100種類以上のカンナビノイドが含まれており、「デルタ9-テトラヒドロカンナビノール(Δ9-THC)」、「デルタ8-テトラヒドロカンナビノール(Δ8-THC)」、「カンナビジオール(CBD)」もカンナビノイドの一種。

※テルペノフェノリック骨格:炭素21個からなる、カンナビノイドの基本構造。

THCとは

- THCにはいくつかの異性体※があり、そのうち「Δ9-THC」及び「Δ8-THC」はカンナビノイドの1つ。
- 1960年代に化学構造が判明。
- THCの異性体のうち、下記の7種類が日本国内において麻薬又は大麻として規制されている。

日本国内で規制されるTHCの異性体(7種)

- Δ6a(7)-THC
- Δ6a(10a)-THC
- Δ7-THC
- Δ8-THC
- Δ9-THC
- Δ9(11)-THC
- Δ10-THC

麻薬及び向精神薬取締法で規制されるTHC

- Δ6a(7)-THC
 - Δ6a(10a)-THC
 - Δ7-THC
 - Δ8-THC
 - Δ9-THC
 - Δ9(11)-THC
 - Δ10-THC
- 化学合成由来のみ

大麻取締法で規制される大麻に含まれるTHC

- Δ8-THC
- Δ9-THC

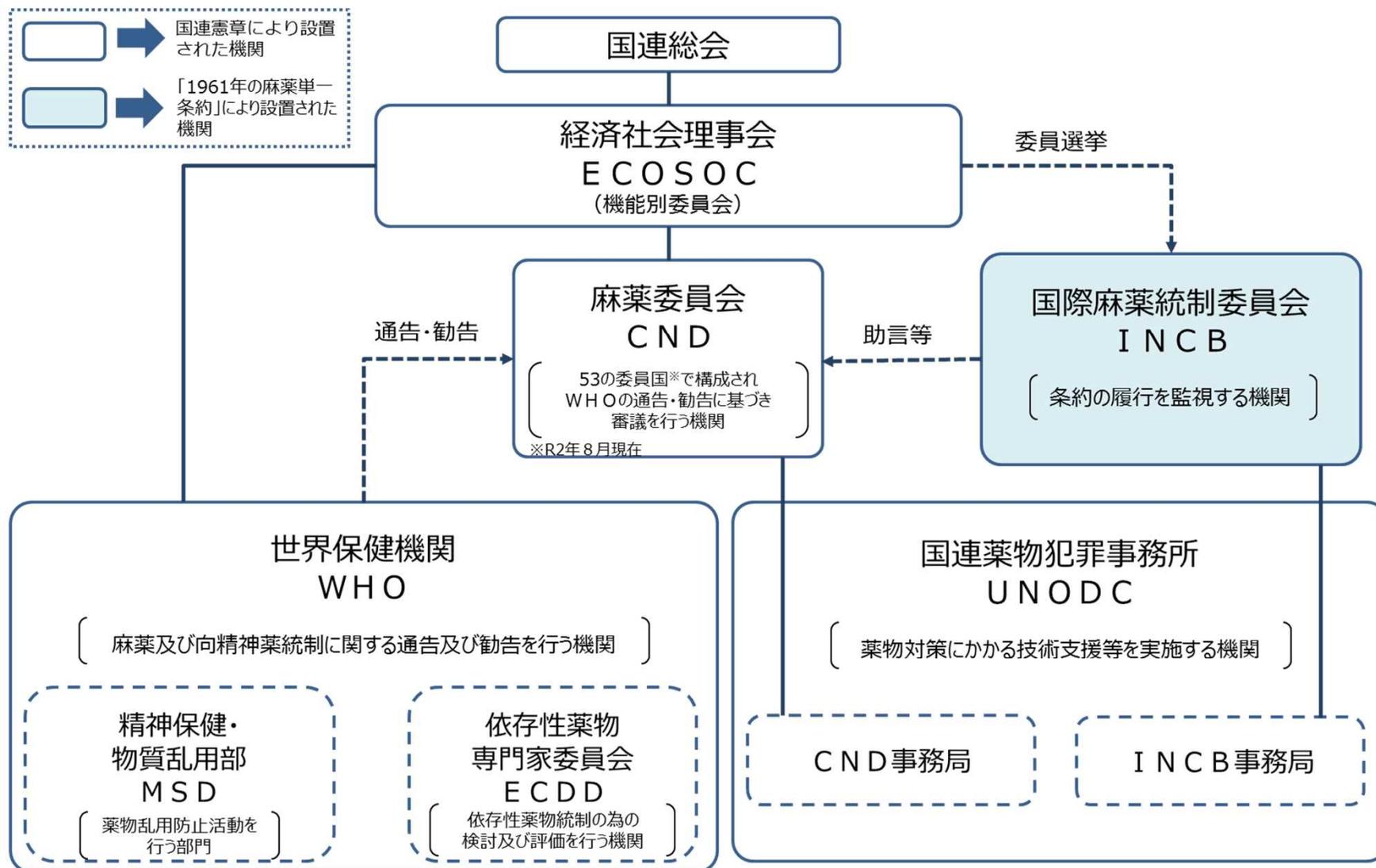
幻覚作用等の中枢作用が強く、
大麻草の活性本体

※) 異性体とは、同じ数、同じ種類の原子を持ちながら、構造が異なる化合物のことを指す。

CBDとは

- カンナビノイドの1つであり、**幻覚作用を有さない**。
- 1960年代に化学構造が判明。
- **抗てんかん作用**や**抗不安作用**等を有し、比較的毒性は低いとされている。
- 海外において、一部**治療薬**として利用している国もある。

国際機関の構成について



【略称一覧】

ECOSOC : Economic and Social Council
CND : Commission on Narcotic Drugs
INCB : International Narcotics Control Board

WHO : World Health Organization
MSD : Mental Health and Substance Abuse
ECDD : Expert Committee on Drugs Dependence

UNODC : United Nations Office on Drugs and Crime

国際条約と国内法律との関係について

令和3年9月30日現在

国際条約名	物質名		定義（国内法律名）
1961年の麻薬に関する単一条約	あへん系麻薬、コカ系麻薬、合成麻薬等		麻薬（麻薬及び向精神薬取締法）
	あへん		あへん（あへん法）
	大麻（含樹脂）		大麻（大麻取締法）
向精神薬に関する条約	付表 I	LSD、MDMA、サイロシビン等	麻薬（麻薬及び向精神薬取締法）
	付表 II	PCP、 Δ^9 -THC [*] 、2C-B、GHB等	
		メタンフェタミン、アンフェタミン等	
		メタカロン等	第一種向精神薬（麻薬及び向精神薬取締法）
	付表 III	ペンタゾシン等	第二種向精神薬（麻薬及び向精神薬取締法）
	付表 IV	トリアゾラム等	第三種向精神薬（麻薬及び向精神薬取締法）
※ 大麻から抽出した物ではない		条約で未規制の新精神活性物質	麻薬（麻薬及び向精神薬取締法） 指定薬物（医薬品医療機器等法）
麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約	付表 I	無水酢酸、過マンガン酸カリウム等	特定麻薬向精神薬原料（麻薬及び向精神薬取締法）
		エフェドリン、フェニル酢酸等	覚醒剤原料（覚醒剤取締法）
	付表 II	アセトン、トルエン等	麻薬向精神薬原料（麻薬及び向精神薬取締法）
		クロロエフェドリン、メチルエフェドリン等	覚醒剤原料（※）（覚醒剤取締法）

※ このほか日本は、以下の3物質を覚醒剤原料として独自に規制。

・クロロメチルエフェドリン ・ジメチルプロパミン ・N- α -ジメチル-N-2プロピニルフェネチルアミン

○ 上記のほかにも日本が独自に麻薬や向精神薬として規制している物質がある。（ナロルフィン（麻薬）、クアゼパム（向精神薬）等）

○ サイロシビン又はサイロシンを含有するキノコ類は国際条約では規制されていないが、国内では麻薬及び向精神薬取締法により麻薬原料植物に指定されている。

【参考文献】 麻薬・向精神薬・覚醒剤 管理ハンドブック第11版（株式会社じほう発行）

国際条約における薬物の規制について（改正前）

条約名	分類	危険性	規制の強さ	規制対象	国内法との関係
1961年の 麻薬に関する 単一条約	スケジュールⅣ			大麻、大麻樹脂	大麻取締法
	スケジュールⅠ			麻薬（ヘロインなど）	麻薬及び向精神薬取締法
				麻薬（コカインなど）	
				あへん	
	スケジュールⅡ			麻薬（コデインなど）	麻薬及び向精神薬取締法
スケジュールⅢ	麻薬（2.5%以下のコデインなど） ※スケジュールⅠ・Ⅱに分類される薬物の製剤				
1971年の 向精神薬に 関する条約	スケジュールⅠ			麻薬（LSD、MDMA、 THC など）	覚醒剤取締法
	スケジュールⅡ			覚醒剤	
				麻薬（ Δ9-THC など） 第1種向精神薬	麻薬及び向精神薬取締法
				スケジュールⅢ	
スケジュールⅣ	第3種向精神薬				

大麻に関するWHO勧告の投票結果について

- 2018年11月のWHOの専門家会合においてとりまとめられた「条約上の大麻の規制のカテゴリーを変更することを内容とする6つのWHO勧告」について、2020年6月、8月、10月の3回の検討会合を経て、12月2日に行われた国連麻薬委員会の会合において、投票が行われた。
- 投票の結果、1つの勧告が可決され、5つの勧告が否決された。

可決された勧告について

概要	大麻は条約で「 <u>I (乱用のおそれがあり、悪影響を及ぼす物質)</u> 」と「 <u>IV (特に危険で医療用途がない物質)</u> 」というカテゴリーで規制されているが、海外の一部の国で、大麻から製造された医薬品に医療上の有用性が認められたことからIVのカテゴリーから外すというもの。IとIVの規制内容は同じで、大麻はコカインやあへんなどが規制されるIで引き続き規制されることから、 <u>大麻の規制内容に変更はない。</u>
投票結果	賛成27カ国、反対25カ国、棄権1カ国
日本の投票態度	反対(大麻の規制が緩和されたとの誤解を招き、大麻の乱用を助長するおそれがあるため)
反対国の意見	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 勧告が可決されたことに大変失望している。 ➤ 大麻の規制カテゴリーを変更するエビデンスは限定的である。 ➤ 今回の投票結果は、「可決された勧告について委員国全体の同意が得られたものではなく、また半数近くの委員国が規制カテゴリーを変更する理由が十分とは考えていない」ということを示している。 ➤ 「国連麻薬委員会は、大麻は健康に悪影響がないと考えている」との誤解を招くことを大変懸念している ➤ 大麻の不正栽培、密売を増加させることを懸念している。 ➤ 現行の条約でも「大麻の医療用途及び研究用途での使用」は認められていることから、今回の変更が大麻の医療用途及び研究用途での使用を助けることはない。
※ロシア、中国、中東諸国等30カ国(委員国17カ国)による共同ステートメントから抜粋	

否決された勧告について

- | | |
|--|-----------------|
| ① 別々の条約で規制されている「大麻」と「大麻の有害成分であるΔ9-THC」を同じ条約で規制。 | (賛成23、反対28、棄権2) |
| ② 別々の条約で規制されている「大麻」と「大麻の有害成分であるTHC」を同じ条約で規制。 | (①の否決により、投票なし) |
| ③ 条約上の大麻関連物質の規制を整理する。 | (賛成24、反対27、棄権2) |
| ④ 低濃度のΔ9-THCを含むCBD(大麻の成分の一つで有害性はない)の製剤を規制対象外とする。 | (賛成6、反対43、棄権4) |
| ⑤ Δ9-THCを含む医薬品製剤の規制を緩和する。 | (①の否決により、投票なし) |

可決されたWHO勧告によるカテゴリーの変更について

条約	規制カテゴリー	カテゴリーの概要	規制の強さ	規制物質(旧)	規制物質(新)
1961年の麻薬に関する単一条約	IV	Iの中でも特に危険で、医療上の有用性がない物質	IとIVの規制は同じ	ヘロイン等 大麻 大麻樹脂	ヘロイン等
	I	乱用のおそれがあり、悪影響を及ぼす物質	強	コカイン あへん モルヒネ等	コカイン あへん モルヒネ等
	II	Iに次いで乱用のおそれがあり、悪影響を及ぼす物質		コデイン等	コデイン等
	III	乱用のおそれがなく、悪影響を及ぼさない物質の製剤	弱	コデインの製剤等	コデインの製剤等

変更

大麻から製造された医薬品について

1. Epidiolex (エピディオレックス) とは

英国のGW Pharmaceuticals (GWファーマシューティカルズ) 社が開発した医薬品で、「大麻草」を原料として、抽出・精製された大麻成分CBD (カンナビジオール) を主成分とする経口液剤。



2. 承認までの経過

- 平成30年6月25日 米国FDA (食品医薬品局) は、Pharmaceutical社のEpidiolexを、重度のてんかん症候群であるレノックス・ガストー症候群とドラベ症候群の治療薬として承認
- 平成30年11月1日 GW Pharmaceutical社は米国でEpidiolexを発売
- 令和元年9月23日 欧州委員会 (European Commission) はEpidiolexをレノックス・ガストー症候群とドラベ症候群の治療薬として承認
- 令和2年8月 米国FDAは、Epidiolexを結節性硬化症の治療薬として承認

3. 日本の状況

- 「Epidiolex」は、大麻草の規制部位から抽出されたものであり、大麻取締法に基づく大麻製品であることから輸入が原則禁止される。また、施用、受施用は禁止されている。
- なお、大麻から製造された医薬品の国内での治験は、現行の大麻取締法においても可能。

G7における大麻由来医薬品の規制状況について

国名	医療目的での大麻使用	承認済大麻由来医薬品	嗜好目的での大麻使用
日本	違法	なし	違法
アメリカ	違法 ※R2.11月現在、アメリカは国としては違法、36州及び4つの地域では合法	Epidiolex (注)	違法 ※R2.11月現在、アメリカは国としては違法、15州及び3つの地域では合法
イギリス	合法	Epidyolex Sativex Cesamet(※)	違法
ドイツ	合法	Epidyolex Sativex Cesamet(※)	違法
フランス	合法	Epidyolex Sativex Marinol(※)	違法
イタリア	合法	Epidyolex Sativex	違法
カナダ	合法	Sativex Cesamet(※) Marinol(※)	一定の条件下で嗜好目的の大麻使用を認めている。

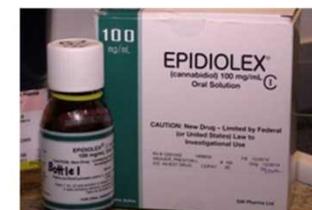
引用元:「Medical use of cannabis and cannabinoids」EMCDDA(European Monitoring Centre for Drugs and Drug Addiction)

(参考) 大麻由来医薬品(抽出物)

- Sativex
大麻由来の医薬品で、THC及びCBDを含有。



- Epidiolex (Epidyolex) ※
大麻由来の医薬品で、CBDを含有。



※承認された商品名は、地域による綴りの違いにより2種類存在するが、どちらもGW Pharmaceuticalsが開発した同一の製品である。

※Cesamet, Marinolは大麻成分(THC等)を化学合成したものであり、我が国では「麻薬」である。

(注) 米国では大麻を規制物質法上の最も規制の厳しいスケジュールI (高い乱用可能性がある薬物またはその他の物質) に分類している。ただし、Epidiolexについては、規制対象外としている。

医療用途及び科学的用途で生産される大麻草の世界的動向について

概要

- 2010年までは、米国のみが大麻草を合法的用途（医療用途及び科学的用途）でINCBに報告している唯一の国であったが、2011年以降大麻草を医療用途や科学的研究用途で使用する国が増えている。
- このような背景から、合法的な用途に用いられる大麻草の生産量が増加しており、2020年における世界全体の生産量は650.8tと前年に比べて増加している（2019年 468.3t）。
- 2020年における大麻草の生産は、イギリス（36.7%）、カナダ（35%）、スペイン（13%）の順で栽培されている。
- 2020年における大麻草の輸出は、カナダが約75%を占め、輸入はドイツ（17.2%）、デンマーク（16.8%）の順で行われている

2020年における大麻草の主な国における生産

	生産量 (t)	割合 (%)
イギリス	238.7	36.7
カナダ	227.8	35
スペイン	84.4	13
イスラエル	24.6	3.8
オーストラリア	18.4	2.8
コロンビア	18.1	2.8
北マケドニア	12.2	1.9
ウルグアイ	6.9	1.1
デンマーク	6.5	1
オランダ	5.9	0.9
全体	650.8	100

Estimated World Requirements for 2022 - Statistics for 2020 より引用

大麻草の利用用途について

- 大麻草は非常に多くの用途があり衣・食・住・医療・エネルギーなど幅広く利用されている。伝統的な繊維利用に加え、近年、バイオマスプラスチック等にも活用されている。

種

- 食品
- 食用油
- 化粧品
- 石鹸

葉

- 医薬品
- 肥料
- 飼料

根

- 土壌改良



茎

【茎の皮】

- ロープ
- 糸
- 織物
- しめ縄（神道儀式）

【茎の芯（おがら）】

- バイオマス燃料
- 住宅用建材
- プラスチック（自動車部品等）
- 紙

大麻の新たな産業利用について

○欧州の自動車メーカーではヘンプ・プラスチックを使った内装材（ドアパネルなど）の採用が広がっている。

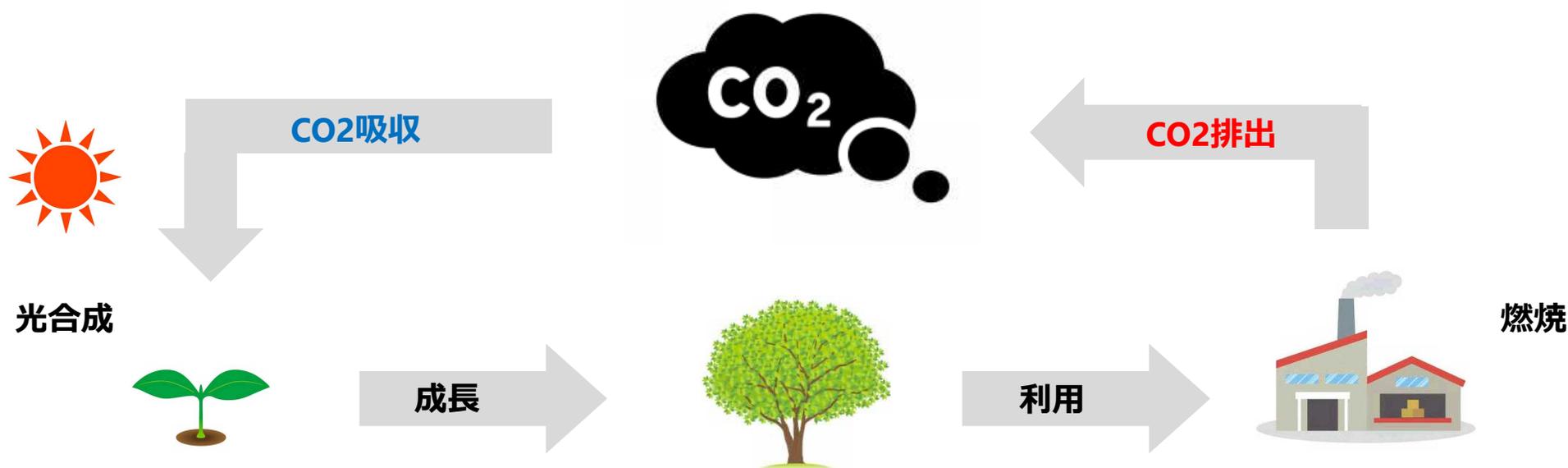
バイオマスプラスチック

※ バイオマス：再生可能な生物資源

バイオマスプラスチックとは、一般的に、トウモロコシやサトウキビなど、植物由来の原料を使用して作られた素材のことで、バイオマスプラスチックの原料となる植物は光合成により二酸化炭素を吸収して成長するため、バイオマスプラスチックを燃やす際に排出される二酸化炭素の量と相殺することが可能と考えられる。

この考え方は「カーボンニュートラル」と呼ばれ、地球温暖化の防止や、化石資源への依存度軽減が期待される。

近年、環境保全の観点から、メルセデスやBMWなど欧州の自動車メーカーを中心に、産業用大麻（ヘンプ）の茎からとれる繊維を原料とするヘンプ・プラスチックを使用した内装材（ドアパネルなど）の採用が広がっている。



繊維等への用途例について



亀甲織り

引用元：いわての匠 しずくいし麻の会
(<https://takumi.leadkonan.jp/work/page2.html>)



正藍染め

引用元：宮城県指定無形文化財 栗駒の正藍染の保存・継承 東北工業大学
(<https://www.tohtech.ac.jp/topics/lobbyevent/2814.html>)



からむし織り

引用元：伝統的工芸品 伝統工芸 青山スクエア
(<https://kougeihin.jp/craft/0138/>)



横綱の綱

引用元：横綱 - 相撲用語集 - 日本相撲協会公式サイト
(http://www.sumo.or.jp/irohaKnowledge/glossary_rikishi_yokozuna)



合掌造りの屋根下地

引用元：明善寺庫裡郷土館 | 白川郷観光情報 | 白川郷観光情報
(<http://kankou.shirakawa-go.org/guide/163/>)



神戸町火祭り

引用元：神戸山王まつり 岐阜県安八郡神戸町公式ホームページ
(<https://www.town.godo.gifu.jp/event/event02.html>)



しめ縄

引用元：三つの日本一？ 宮地嶽神社
(<http://www.miyajidake.or.jp/history/nihonichi>)



御幣

引用元：国産精麻がついた祓串にて祓う術 さぬきいんべ通信
(<https://sanuki-imbe.com/blog/2019/02/14/haraegushi/>)

CBD製品について

○ 米国では様々な種類のCBD製品が流通しており、我が国にも輸入され、食品や化粧品として流通している。

食品

カプセル (Capsules)



グミ (Gummies)



チンキ (Tincture)



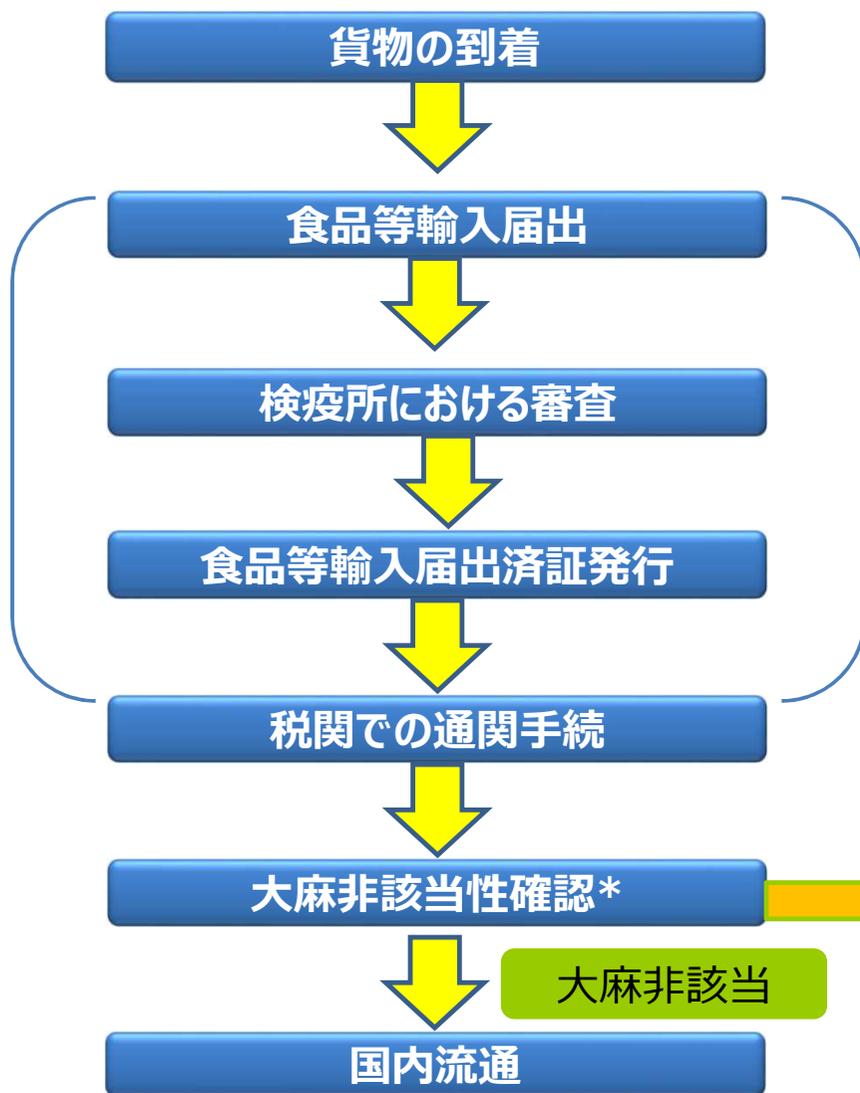
- ・ 飲料 (Drinks)
- ・ チョコレート (Chocolate)
など

外用 (Topicals)



(<https://ministryofhemp.com/> より引用)

CBD製品の輸入に係る大麻非該当性確認について



大麻非該当性確認

- ①「大麻草の成熟した茎又は種子から抽出・製造されたCBD製品であること」の証明書
- ②成分分析書
- ③CBDの原材料及び製造工程の写真（大麻草由来の製品の場合）

により、輸入しようとするCBD製品の大麻の非該当性を確認

* 関東信越厚生局麻薬取締部において実施。また、輸入届出を行う前に確認を依頼することも可能。

THC成分の検出事例について ①

背景

- 現在、我が国で流通しているCBD製品※1は、全て海外から輸入されている。
- 輸入の際には、税関における通関審査の前に、関東信越厚生局麻薬取締部における大麻取締法上の大麻非該当性の確認を受けた上で輸入することとなるが、確認を受けずに輸入されるCBD製品も存在する。
- そのようなCBD製品から、大麻成分であるTHC※2が検出され、大麻である疑いが生じる場合がある。

※1) CBD製品: 幻覚作用を持たない大麻成分であるCBDを含む製品を指す。

※2) THC: 大麻成分の1つであり、幻覚作用が強い。

事例 1

- 令和2年2月、A社から販売されているCBD製品の一部からTHCが検出されたことから、それらの製品が大麻取締法上の「大麻」に該当する疑いがある旨公表した。
- 分析を行った18製品中3製品からTHCが検出され、同社は当該製品の販売を中止。
- すでに消費者の手元に渡ったものについては、報道発表により提出を呼びかけ、回収を実施した。

【THCが検出された製品】

ナチュラルドロップス3000 シナモンドロップス3000 プロフェッショナル2000



事例 2

- 令和2年7月、B社から販売されているCBD製品の一部からTHCが検出されたことから、それらの製品が大麻取締法上の「大麻」に該当する疑いがある旨公表した。
- 分析を行った8製品中5製品からTHCが検出され、同社は当該製品の販売を中止し、卸売先から製品を回収。
- すでに消費者の手元に渡ったものについては、報道発表により提出を呼びかけ、回収を実施した。

【THCが検出された製品】

CBDオイルPro900 (10mL) CBDオイルPro2700 (30mL)



THC成分の検出事例について ②

事例3

- 令和3年11月、C社から販売されているCBD製品の一部からTHCが検出されたことから、それらの製品が大麻取締法上の「大麻」に該当する疑いがある旨公表した。
- 分析を行った21製品中5製品からTHCが検出され、同社は当該製品の販売を中止。
- すでに消費者の手元に渡ったものについては、報道発表により提出を呼びかけ、回収を実施した。

【THCが検出された製品】

CBD DROPS 15% HEMP SEED OIL (10mL)



※赤枠内が下記のもの

Batch number

DR15020322A

※ 拡大写真

CBD PASTE 20% (容量 5 mL)



※赤枠内が下記のもの

Batch number

PA20020324A

CBD DROPS 15% OLIVE OIL (10mL)



※赤枠内が下記のもの

Batch number

DR15020324B

CBD PASTE 40% (容量 5 mL)



※赤枠内が下記のもの

Batch number

PA40020197A

CBD PASTE 30% (容量 5 mL)



※赤枠内が下記のもの

Batch number

PA30020247A

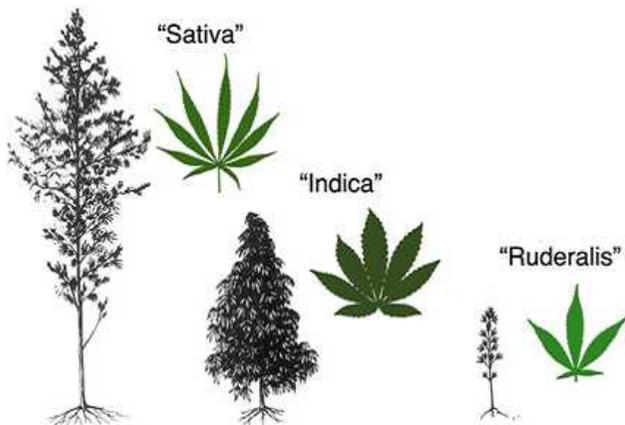
規制対象とする大麻草の品種について

アサの分類

大麻の基原植物はアサである。Linnaeus(1753)はアサ (*Cannabis*) を単一種 (*Cannabis sativa*) として扱ったが、Lamarck (1785) は、'Indian Cannnabis strain' を分類学的に区別し、*Cannabis Indica* を命名した。

アサ (*Cannabis*) 属が単一種で構成されているかどうかについては、継続的な議論はあるが、現在、2亜種 (subspecies) (*Cannabis sativa* L. subsp. *sativa* および *Cannabis sativa* L. subsp. *indica*)、4変種 (varieties) (*Cannabis sativa* L. subsp. *sativa* var. *sativa*、*Cannabis sativa* L. subsp. *sativa* var. *spontanea* Vavilov *Cannabis sativa* L. subsp. *indica* var. *indica* (Lam.) Wehmer、*Cannabis sativa* L. subsp. *indica* var. *kafiristanica* (Vavilov)) を有する一属一種と考えられ、さらに、アサの分類を特徴づける化学的・形態学的区別は容易ではなく、植物形態は環境要因によって容易に変化することから、すべてのアサに*Cannabis sativa* L.を用いることが妥当だと考えられている。

【参考文献】大麻問題の現状 II 大麻とは (厚生労働行政推進調査補助金 (医薬品・医療機器レギュラトリーサイエンス政策研究事業)「危険ドラッグ等の濫用防止のより効果的な普及啓発に関する研究」研究班 花尻 (木倉) 瑠理、緒方潤、田中理恵)



科	属	種	亜種	変種
—	Cannabaceae	アサ科		
—	<i>Cannabis</i>	アサ属		
—	<i>Cannabis sativa</i>	アサ(大麻草)		
—	<i>Cannabis sativa</i>	subsp. <i>sativa</i>		
—	<i>Cannabis sativa</i>	subsp. <i>sativa</i>	var. <i>sativa</i>	
—	<i>Cannabis sativa</i>	subsp. <i>sativa</i>	var. <i>spontanea</i>	
—	<i>Cannabis sativa</i>	subsp. <i>indica</i>		(syn. <i>C. ruderalis</i>)
—	<i>Cannabis sativa</i>	subsp. <i>indica</i>	var. <i>indica</i>	
—	<i>Cannabis sativa</i>	subsp. <i>indica</i>	var. <i>kafiristanica</i>	

規制対象とする大麻草の品種について

大麻取締法第1条

この法律で「大麻」とは、大麻草（カンナビス・サティバ・エル） 及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く。）並びに大麻草の種子及びその製品を除く。

麻薬単一条約

1961年の麻薬単一条約において、Cannabis plantsを「アサ属の植物」と定義しており、*indica* や *sativa* の交雑種、および将来発見され得るあらゆる変種を対象としている。（Cannabis legislation Europe EMCDDA 2017より）

裁判判例

大麻取締法第1条に規定する大麻草とは、カンナビス属に属する植物すべてを含む趣旨であり（最決昭57・9・17刑集36巻8号186頁）、日本産の大麻も当然これに含まれる（東京高判昭47・4・25判タ279号361頁）としている。このほか、大麻の一属一種に関しては、東京高判昭56・6・15判タ460号175頁、大阪高判昭56・12・24判タ460号175頁があり、いずれも大麻は一属一種であると判示している。（大コンメンタールⅡ 薬物五法 大麻取締法・あへん法・覚せい剤取締法より）

カンナビノイド成分の種類と規制状況

カンナビノイドの種類

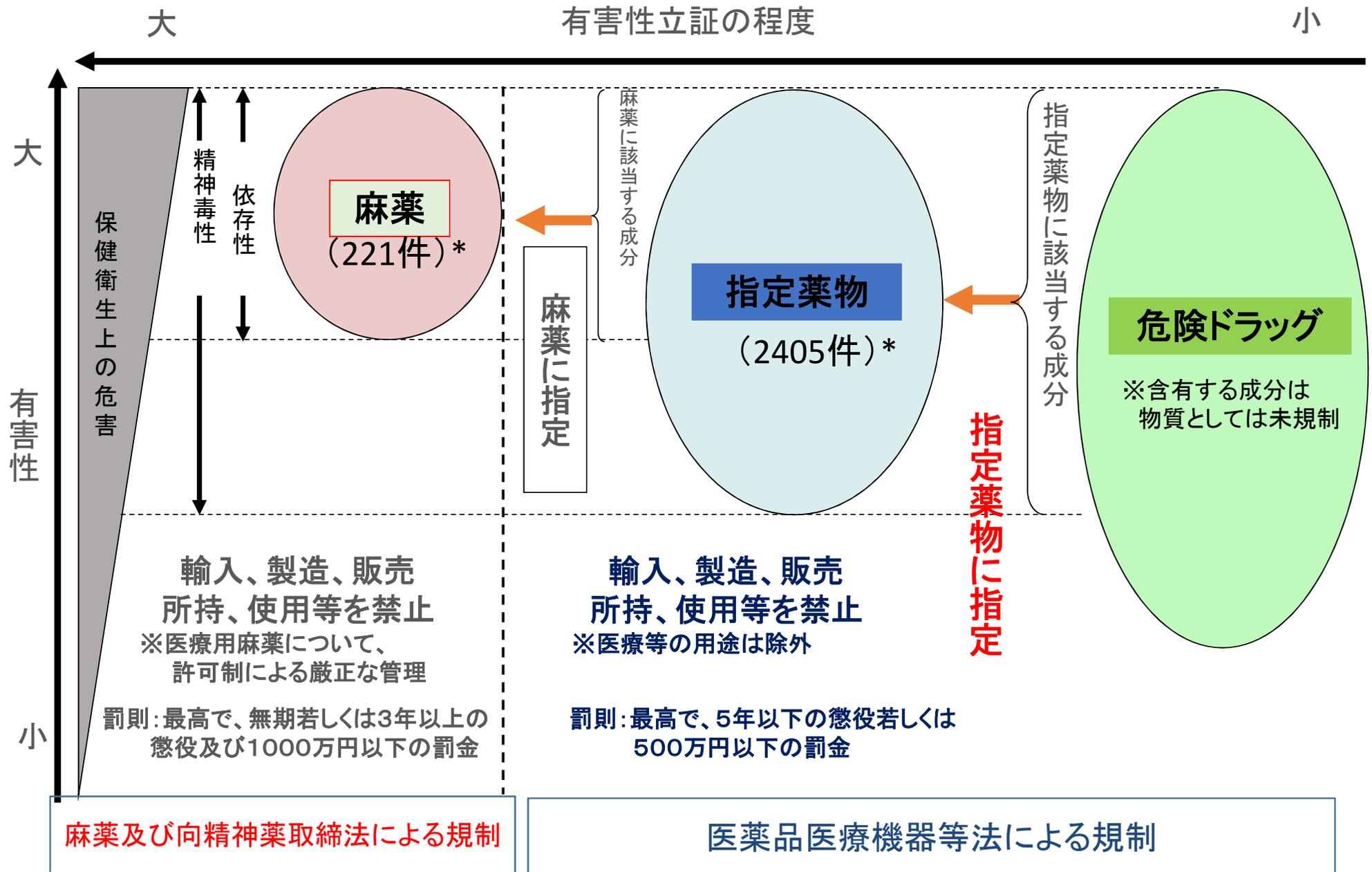
- 大麻草には、「カンナビノイド」と総称される炭素、水素、酸素からなる化合物が含まれている。
- 2017年にEISOhlyらは、大麻草のカナビノイドは構造の特徴により11のサブクラスに分類され、120種あると報告している。
- カナビノイドの中には、幻覚作用などの中枢作用を持つものがあり、 Δ^9 -tetrahydrocannabinol (Δ^9 -THC) が最も作用が強く、大麻草の活性本体である。
- Δ^9 -THCは生の植物体中ではフェノールカルボン酸体である Δ^9 -tetrahydrocannabinolic acid (THCA) の状態で存在する。
- THCA自体は活性を持たないが、光や熱などによって、脱炭酸が起こり、活性体である Δ^9 -THCへと変化する。
- Δ^9 -THC以外に、精神活性作用を持つことが知られているカンナビノイドとして、 Δ^8 -THCがあるほか、大麻草中に微量しか含まれていないためレアカンナビノイドなどと呼ばれているHHC、THCPなどがある。
- 精神活性作用を持たないカンナビノイドとして、CBD (カンナビジオール) があるほか、レアカンナビノイドのCBG (カンナビゲロール)、CBC (カンナビクロメン) などが存在するが、これらの薬理作用については十分に研究されていない。

麻薬及び向精神薬取締法で「麻薬」に指定されているカンナビノイド

$\Delta^{6a(7)} - \text{THC}$	$\Delta^{6a(10a)} - \text{THC}$	$\Delta^7 - \text{THC}$	$\Delta^9(11) - \text{THC}$
$\Delta^{10} - \text{THC}$	$\Delta^8 - \text{THC}$ (化学合成由来のみ)	$\Delta^9 - \text{THC}$ (化学合成由来のみ)	

医薬品医療機器等法で「指定薬物」に指定されているカンナビノイド

合計892物質 (個別指定122物質、包括指定770物質) ※令和4年3月7日にHHC、THCPを指定薬物に指定

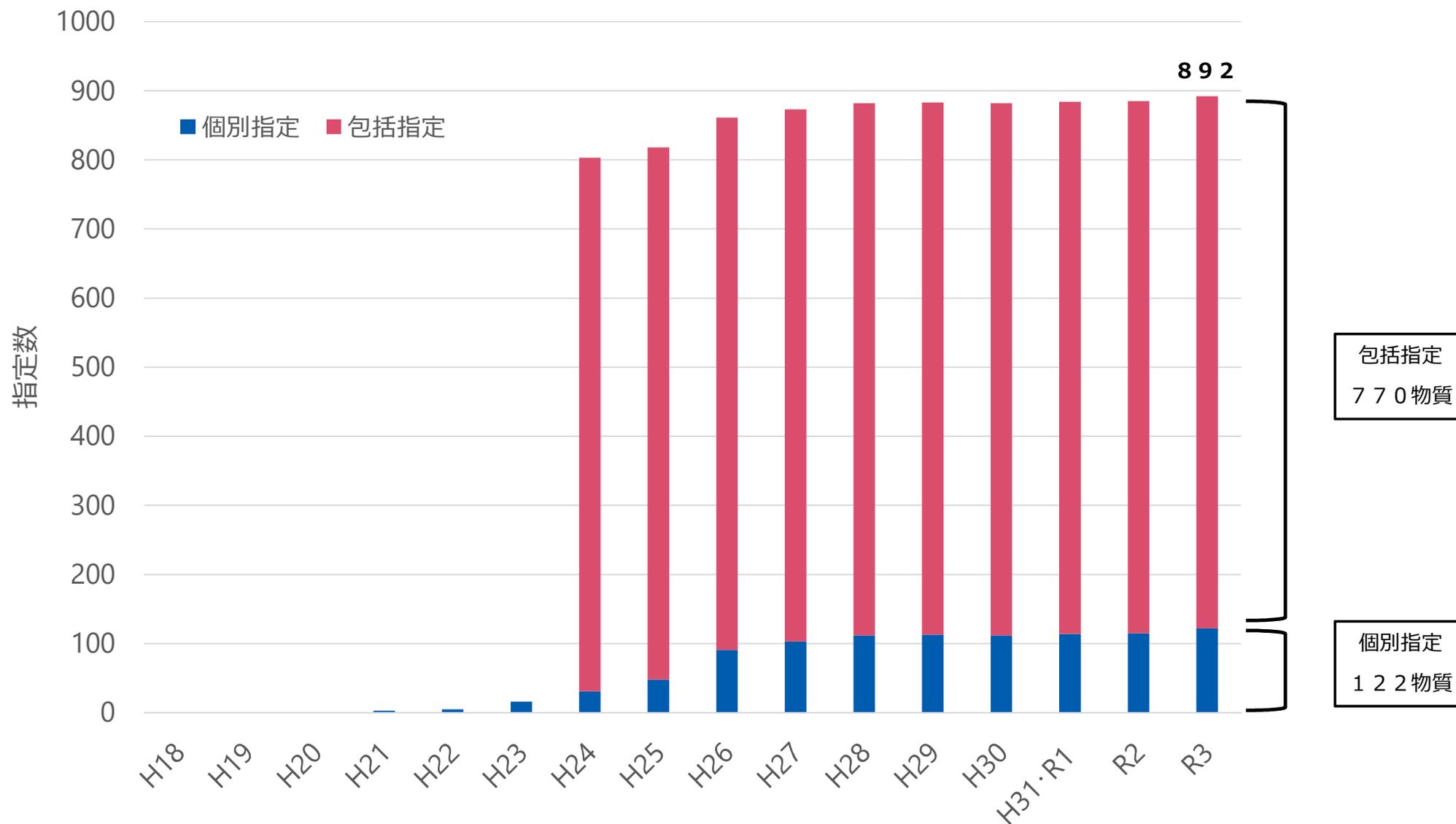


カンナビノイド系指定薬物の指定推移について

R4.4末現在

※指定薬物の総数は2,405物質

カンナビノイド系指定薬物の指定数推移



指定薬物の指定について（令和4年3月7日公布）



Press Release

令和4年3月7日（月）

【照会先】

医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課
課長 補佐 竹内 大輔（内線 2779）
課長 補佐 山根 正司（内線 2795）
危険ドラッグ監視専門官 福田 祐介（内線 2783）
薬物乱用防止係長 道下 徹（内線 2679）
（代表電話）03(5253)1111
（直通電話）03(3595)2436

報道関係者 各位

危険ドラッグの成分6物質を新たに指定薬物に指定 ～指定薬物等を定める省令を公布しました～

厚生労働省は、本日付で危険ドラッグに含まれる別紙の6物質を新たに「指定薬物」（※1）として指定する省令（※2）を公布し、令和4年3月17日に施行することとしましたので、お知らせします。

新たに指定された6物質は、3月4日の薬事・食品衛生審議会薬事分科会指定薬物部会において、指定薬物とすることが適当とされた物質であるため、早急に指定（※3）を行うこととなります。

施行後は、これらの物質とこれらの物質を含む製品について、医療等の用途以外の目的での製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されます。

なお、これらの物質は、海外で流通している物質であり、厚生労働省は危険ドラッグが海外から輸入され、乱用されることのないよう水際（輸入）対策を強化していく方針です。

また、今後、インターネットによる販売も含め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく無承認無許可医薬品としての指導取締りも強化していく方針です。

危険ドラッグについては、販売、購入、輸入等をしないよう強く警告いたします。

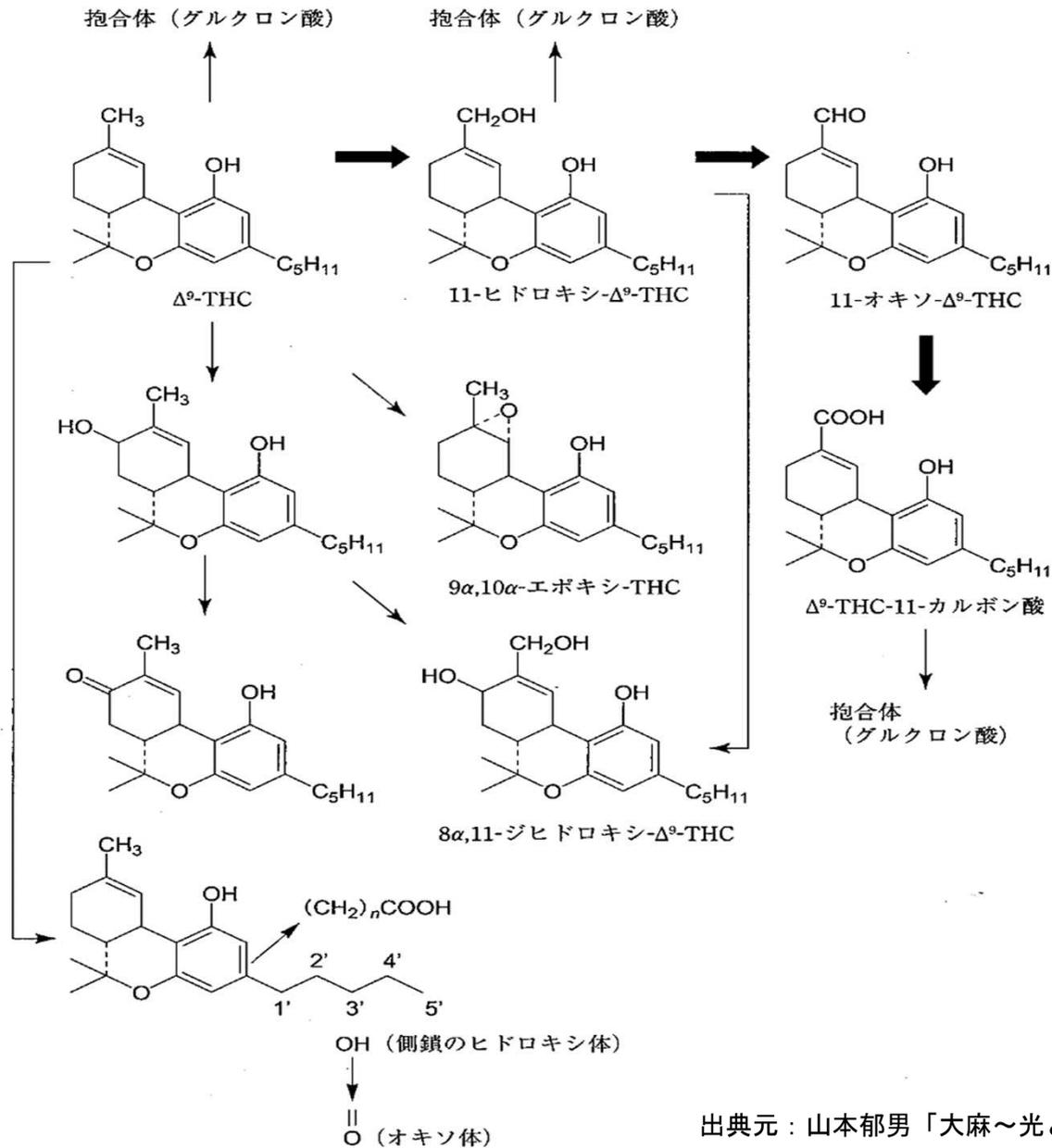
- ※1 厚生労働大臣は、中枢神経系への作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのある物を「指定薬物」として指定する（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項）。指定薬物は、製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されている（罰則：3年以下の懲役または300万円以下の罰金。業としての場合は5年以下の懲役または500万円以下の罰金）。
- ※2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第34号）
- ※3 部会において指定薬物とすることが適当とされた物質については、使用による健康被害等を防止するため、パブリックコメントの手続きを省略し、指定薬物として早急に指定することとしている。

（別紙）

新たに指定された指定薬物の名称

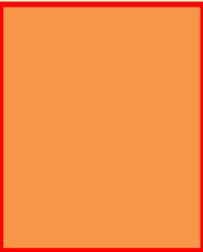
- [物質1] 省令名：エチル＝2－[1－（5－フルオロペンチル）－1*H*－インドール－3－カルボキサミド]－3，3－ジメチルプタノアート
通称等：5F-EDMB-PICA
- [物質2] 省令名：2－（4－エトキシベンジル）－5－ニトロ－1－[2－（ピロリジン－1－イル）エチル]ベンズイミダゾール
通称等：Etonitazepyne、N-Pyrrolidino Etonitazene
- [物質3] 省令名：1，2－ジフェニル－2－（ピロリジン－1－イル）エタン－1－オン
通称等：α-D2PV、A-D2PV
- [物質4] 省令名：6*a*，7，8，10*a*－テトラヒドロ－6，6，9－トリメチル－3－ヘプチル－6*H*－ジベンゾ[*b*，*d*]ピラン－1－オール
通称等：テトラヒドロカンナビジオール、Δ9-THCP、THC-Heptyl
- [物質5] 省令名：6*a*，7，8，9，10，10*a*－ヘキサヒドロ－6，6，9－トリメチル－3－ベンチル－6*H*－ジベンゾ[*b*，*d*]ピラン－1－オール
通称等：Hexahydrocannabinol、ヘキサヒドロカンナビノール、HHC
- [物質6] 省令名：2－（3－メトキシフェニル）－2－（プロピルアミノ）シクロヘキサノン
通称等：Methoxpropamine、MXPr、3-MeO-2'-oxo-PCPr

THCの代謝経路について

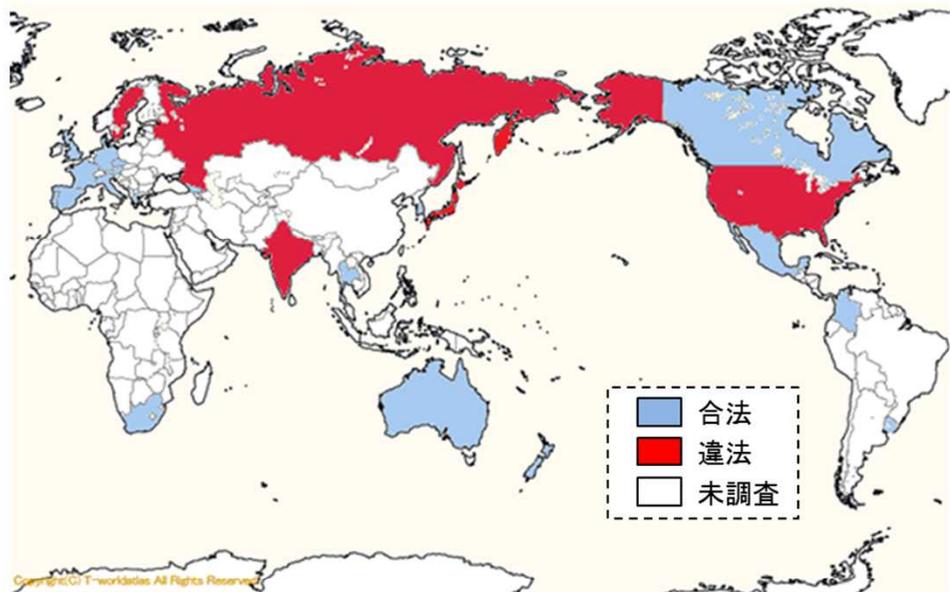


出典元：山本郁男「大麻～光と闇～」京都廣川書店 (2012). THCの代謝経路

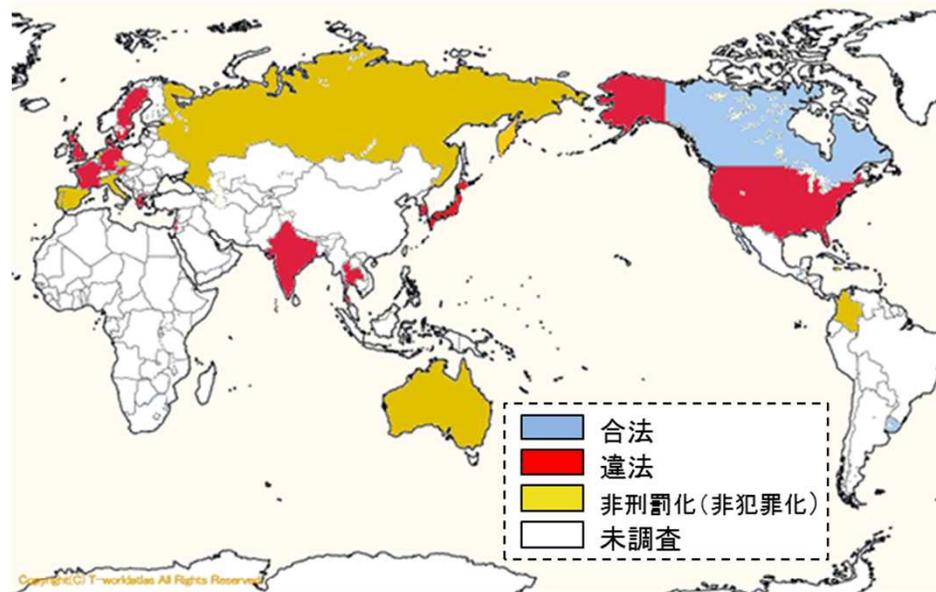
薬物犯罪の主な法定刑の一覧について

	麻薬及び向精神薬取締法			大麻取締法	あへん法	覚醒剤取締法		医薬品医療機器等法
	ヘロイン	その他の麻薬	向精神薬	大麻	あへん	覚醒剤	覚醒剤原料	指定薬物
輸入	(単純)(64-I) 1年以上の懲役	(単純)(65-I-1) 1年以上10年以下の懲役	(単純)(66の3-I) 5年以下の懲役	(単純)(24-I) 7年以下の懲役	(単純)(51-I-2, 3)1 年以上10年以下の懲役	(単純)(41-I) 1年以上の懲役	(単純)(41の3-I-3, 4) 10年以下の懲役	(単純)(84-28) 3年以下の懲役若しくは300万 円以下の罰金
輸出	(営利)(64-II) 無期若しくは3年以上の 懲役又は情状により 1000万円以下の罰金の 併科	(営利)(65-II) 1年以上の懲役又は 情状により500万円以下 の罰金の併科	(営利)(66の3-II) 7年以下の懲役又は情状 により200万円以下の罰 金の併科	(営利)(24-II) 10年以下の懲役又は情 状により300万円以下の 罰金の併科 ※製造なし	(営利)(51-II) 1年以上の懲役又は 情状により500万円以下 の罰金の併科 ※製造なし、採取	(営利)(41-II) 無期若しくは3年以上の 懲役又は情状により 1000万円以下の罰金の 併科	(営利)(41の3-II) 1年以上の懲役又は 情状により500万円 以下の罰金の併科	(業として)(83の9) 5年以下の懲役若しくは500万 円以下の罰金の併科 ※輸出なし
所持	(単純)(64の2-I) 10年以下の懲役	(単純)(66-I) 7年以下の懲役	[譲渡及び譲渡目的の所 持に限る。] (単純)(66の4-I) 3年以下の懲役	(単純)(24の2-I) 5年以下の懲役	(単純)(52-I) 7年以下の懲役	(単純)(41の2-I) 10年以下の懲役	(単純)(41の4-I-3, 4) 7年以下の懲役	(単純)(84-28) 3年以下の懲役若しくは300万 円以下の罰金
譲渡	(営利)(64の2-II) 1年以上の懲役又は 情状により500万円以下 の罰金の併科	(営利)(66-II) 1年以上10年以下の懲 役又は情状により300 万円以下の罰金の併科	(営利)(66の4-II) 5年以下の懲役又は情 状により100万円以下 の罰金の併科	(営利)(24の2-II) 7年以下の懲役又は情 状により200万円以下の罰 金の併科	(営利)(52-II) 1年以上10年以下の懲 役又は情状により300万 円以下の罰金の併科	(営利)(41の2-II) 1年以上の懲役又は 情状により500万円以下 の罰金の併科	(営利)(41の4-II) 10年以下の懲役又は 情状により300万円 以下の罰金の併科	(業として)(83の9) 5年以下の懲役若しくは500万 円以下の罰金の併科
施用	(単純)(64の3-I) 10年以下の懲役	(単純)(66の2-I) 7年以下の懲役	※一般的に医薬品として 使用されるため、使用 罪を設置していない		(52の2) 7年以下の懲役 (吸食)	(単純)(41の3-I-1) 10年以下の懲役	(単純)(41の4-I-5) 7年以下の懲役	(単純)(84-28) 3年以下の懲役若しくは300万 円以下の罰金
使用	(営利)(64の3-II) 1年以上の懲役又は 情状により500万円以下 の罰金の併科	(営利)(66の2-II) 1年以上10年以下の懲 役又は情状により300 万円以下の罰金の併科			(営利)(41の3-II) 1年以上の懲役又は 情状により500万円以下 の罰金の併科	(営利)(41の4-II) 10年以下の懲役又は情 状により300万円以下 の罰金の併科		
栽培		[麻薬原料植物の栽培] (単純)(65-I-2) 1年以上10年以下の懲 役 (営利)(65-II) 1年以上の懲役又は 情状により500万円 以下の罰金の併科		(単純)(24-I) 7年以下の懲役 (営利)(24-II) 10年以下の懲役又は情 状により300万円以下の 罰金の併科	(単純)(51-I-1) 1年以上10年以下の懲 役 (営利)(51-II) 1年以上の懲役又は 情状により500万円以下 の罰金の併科			

医療目的での大麻使用に関する規制

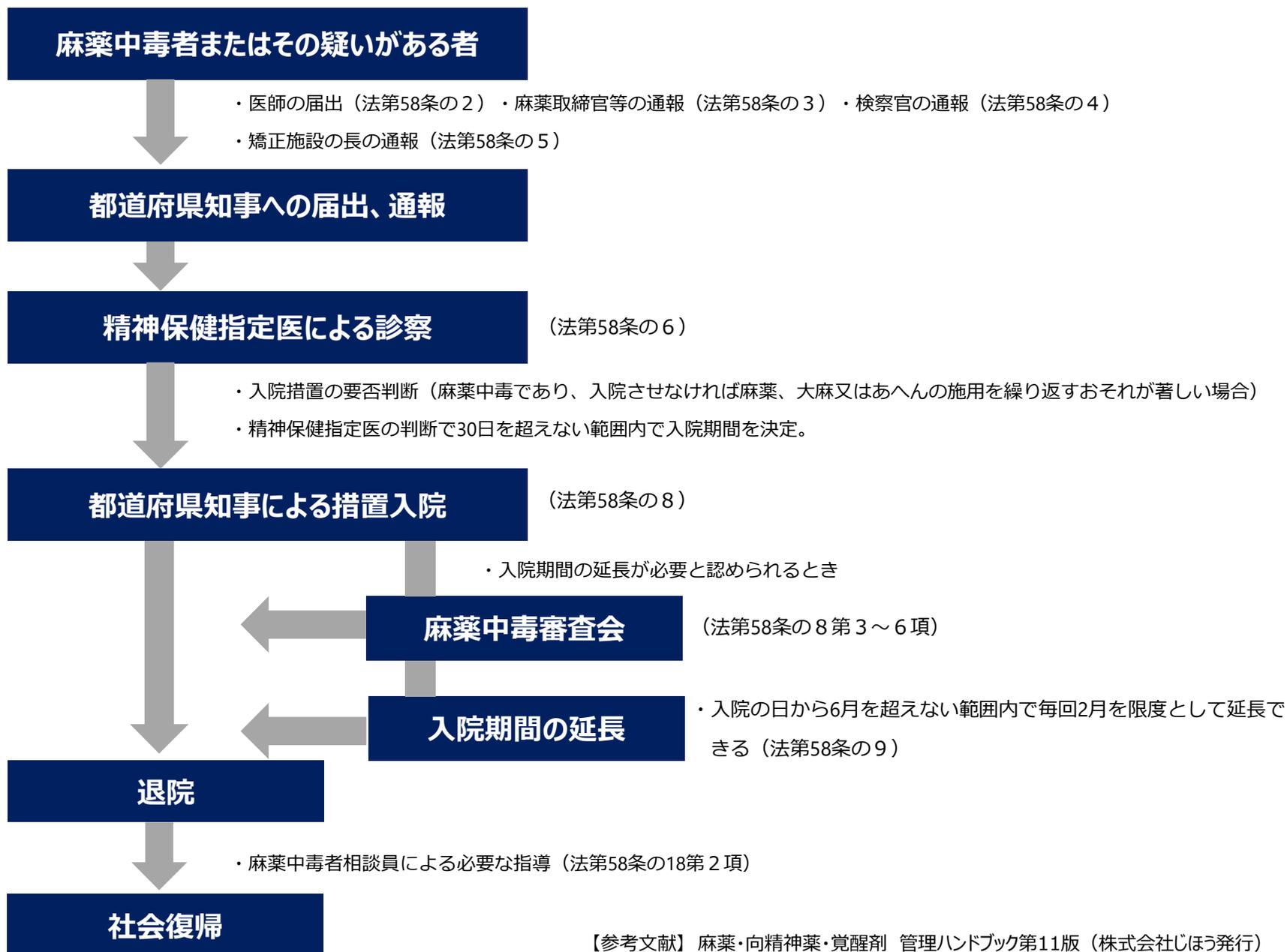


嗜好目的での大麻使用に関する規制



医療目的での大麻使用に関する規制		嗜好目的での大麻使用に関する規制		
合法	違法	合法	違法	非刑罰化(非犯罪化)*
イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、ポルトガル、ジョージア、カナダ、ウルグアイ、メキシコ、南アフリカ、オーストラリア、オランダ、ジャマイカ、チェコ、マルタ、ルクセンブルク、ギリシャ、デンマーク、コロンビア、韓国、タイ、イスラエル、オーストリア、ニュージーランド	日本、アメリカ※、ロシア、インド、スウェーデン	カナダ、ウルグアイ	日本、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ※、ギリシャ、デンマーク、韓国、インド、タイ、イスラエル、オーストリア、ニュージーランド、スウェーデン	イタリア、スペイン、ポルトガル、ロシア、オランダ、オーストラリア、ジャマイカ、チェコ、ルクセンブルク、コロンビア、マルタ
	※R2年11月現在、アメリカは国としては違法、36州及び4つの地域では合法		※R2年11月現在、アメリカは国としては違法、15州及び3つの地域では合法	※非刑罰化(非犯罪化) 軽微な犯罪については、刑罰を科さないとする政策 非刑罰化(非犯罪化)対象犯罪 個人使用目的での少量所持及び使用等

麻薬中毒者の医療保護について（麻向法）



【参考文献】 麻薬・向精神薬・覚醒剤 管理ハンドブック第11版（株式会社じほう発行）

麻薬中毒者制度について

麻薬中毒(※)の状態にある者(麻薬中毒者)への医療の提供等の措置として、麻薬及び向精神薬取締法では、1)医師の麻薬中毒者の届出等、2)措置入院及び3)フォローアップが規定されている。

※ 麻薬中毒とは麻薬、大麻又はあへんの慢性中毒(麻向法第2条第24号)を指し、麻薬に対する精神的身体的欲求を生じ、これらを自ら抑制することが困難な状態、即ち麻薬に対する精神的身体的依存の状態をいい、必ずしも自覚的または他覚的な禁断症状が認められることを要するものではない。(昭和41年6月1日付け薬発第344号「麻薬中毒の概念について」)

1) 医師の麻薬中毒者の届出

医師は、診察の結果受診者が麻薬中毒者であると診断したときは、その者の氏名等を都道府県知事に届ける義務がある。

2) 措置入院

都道府県知事は、精神保健指定医の診察の結果、麻薬中毒者であり、かつ、症状、性行及び環境に照らして入院させなければ麻薬、大麻又はあへんの施用を繰り返すおそれが著しいと認めたときは、麻薬中毒者医療施設に入院させて必要な医療を行うことができる。

3) フォローアップ

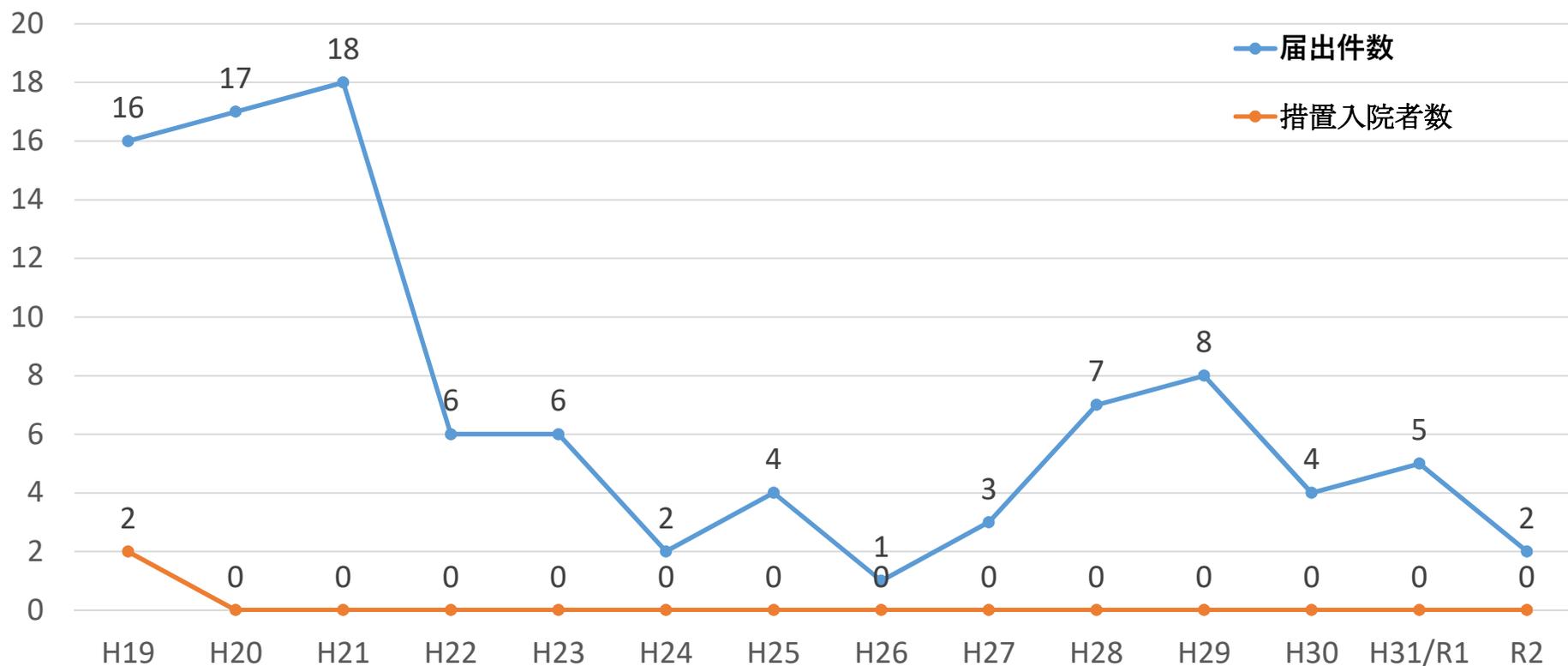
麻薬中毒者相談員等による麻薬中毒者及びその疑いのある者(特に、麻薬中毒者医療施設を退院した者)に対する相談業務を実施

麻向法及び精神保健福祉法における措置入院の比較について

	麻薬及び向精神薬取締法による措置入院	精神保健福祉法による措置入院
対象者	麻薬中毒者であり、かつ、その者の症状、性行及び環境に照らしてその者を入院させなければ、麻薬、大麻又はあへんの施用を繰り返すおそれが著しい者	精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがある者
医師の届出義務	医師が麻薬中毒者と診断した場合は、速やかに都道府県知事に届出なければならない なお、都道府県知事は、麻薬取締部を経て厚生労働大臣に報告	なし (精神障害者又はその疑いのある者を知った者は、誰でも、その者について指定医の診察及び必要な保護を都道府県知事に申請することができる。)
通報の義務等	麻薬取締官、麻薬取締員、警察官及び海上保安官、検察官並びに矯正施設の長の通報義務	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官、検察官、保護観察所の長、矯正施設の長並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定される指定通院医療機関の管理者の通報義務 ・精神科病院の管理者の届出義務
措置入院期間	30日間 <ul style="list-style-type: none"> ・延長の必要があれば、都道府県が「麻薬中毒者審査会」を設置し、その会で承認が必要 ・延長期間は、入院の日から3月を超えることができない ・さらに必要な場合は、審査会を経て、入院の日から6月を超えない範囲で、毎回2月を限度として延長可能 	期限の制限なし ただし、入院から半年までは3月毎、半年以降は、6月毎に、また患者又はその家族等からの退院請求等があった際に、それぞれ精神医療審査会において、入院の必要性を審査
措置入院の決定権者	都道府県知事	都道府県知事（政令市であれば市長）
措置入院後のフォローアップ	麻薬中毒者観察指導（昭和40年4月10日薬発第303号）を実施（実施者は、麻薬中毒者相談員、各都道府県の麻薬取締員または国の麻薬取締官）	自治体において退院後支援等を実施
年間件数	平成20年度以降報告なし	年間約7,000件（令和2年度 7,288件）

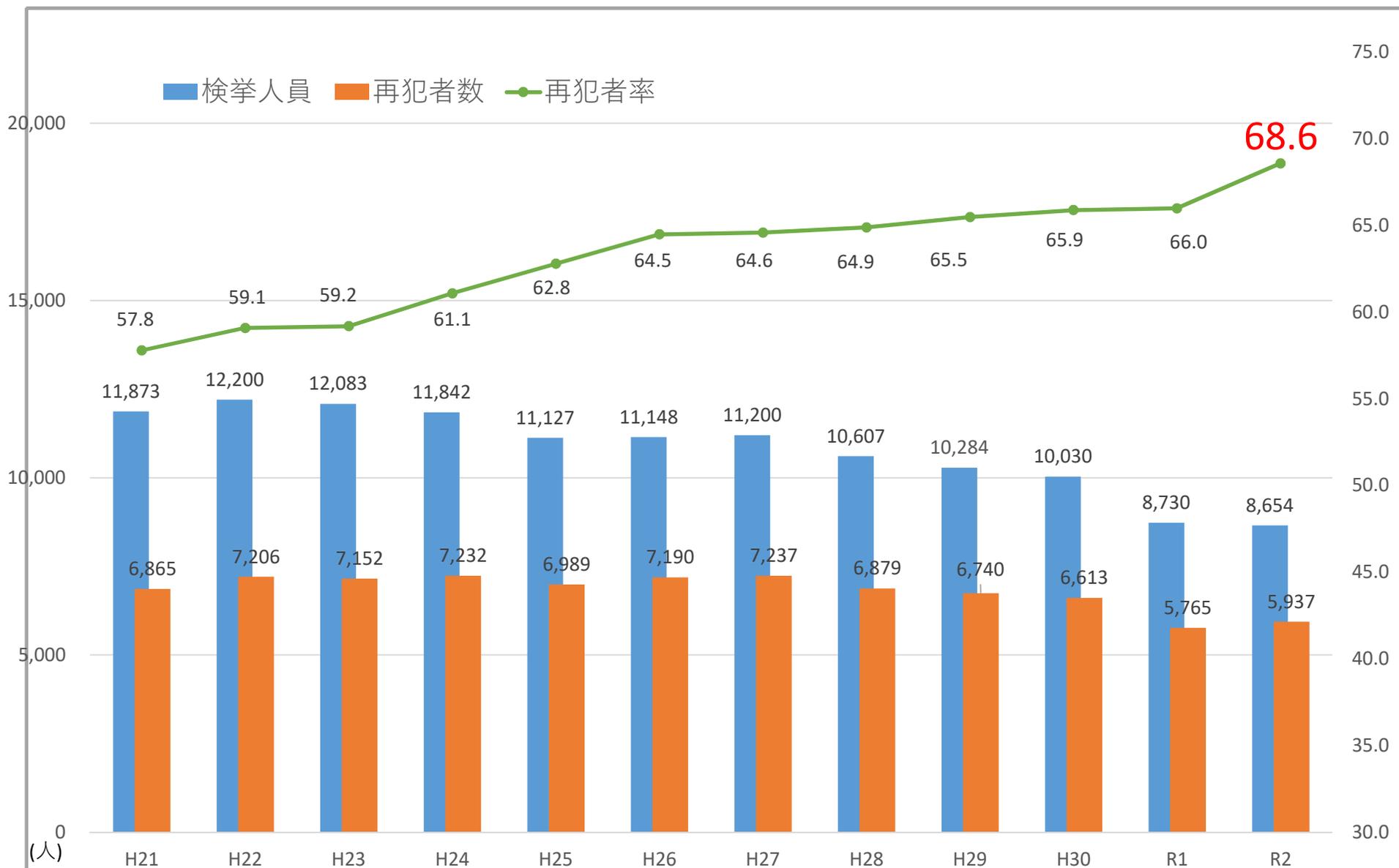
薬物中毒者及び措置入院者の年次別推移について

- 平成11年の精神保健福祉法の改正に伴い、精神障害者の定義が改められ、薬物依存症も対象とされ、麻薬中毒者については、麻薬及び向精神薬取締法と精神保健福祉法の2つの法律で重複して措置されている状況。
- 麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬中毒者の届出件数は、平成22年以降は一桁台で推移しており、措置入院者は平成20年以降は発生していない。



覚醒剤事犯における再犯者率の推移について

○ 覚醒剤事犯の再犯者率は、14年連続で増加し、過去最高の68.6%



薬物依存症対策関係の計画について

(計画①)

・第五次薬物乱用防止五か年戦略（平成30年8月～）

目標 2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

(第五次薬物乱用防止五か年戦略における対策)

- ① 薬物依存症の専門医療機関・相談機関の整備
- ② 薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成・資質の向上
- ③ 薬物依存症に関する調査・研究の推進
- ④ 地方自治体・民間団体等自助グループへの支援
- ⑤ 薬物依存症に関する普及啓発
- ⑥ 関係機関の連携強化

(計画②)

・再犯防止推進計画（平成29年12月～）

第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

2. 薬物依存を有する者への支援等

(再犯防止推進計画における対策)

- ① 薬物依存症の専門医療機関・相談機関の整備
- ② 薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成・資質の向上
- ③ 地方自治体・民間団体等自助グループへの支援
- ④ 薬物依存症に関する普及啓発
- ⑤ 関係機関の連携強化

大麻栽培免許について

大麻栽培者免許

- 大麻取締法上、大麻栽培者になろうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならないこととされている。
- 大麻取締法に免許の審査基準の規定はなく、都道府県が免許の審査を行うに当たっては、都道府県ごとに策定している審査基準に基づき審査を行っている。

<参考> 大麻取締法（昭和23年法律第124号）

第2条 この法律で「大麻取扱者」とは、大麻栽培者及び大麻研究者をいう。

2 この法律で「大麻栽培者」とは、都道府県知事の免許を受けて、繊維若しくは種子を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいう。

第5条 大麻取扱者になろうとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の免許を受けなければならない。

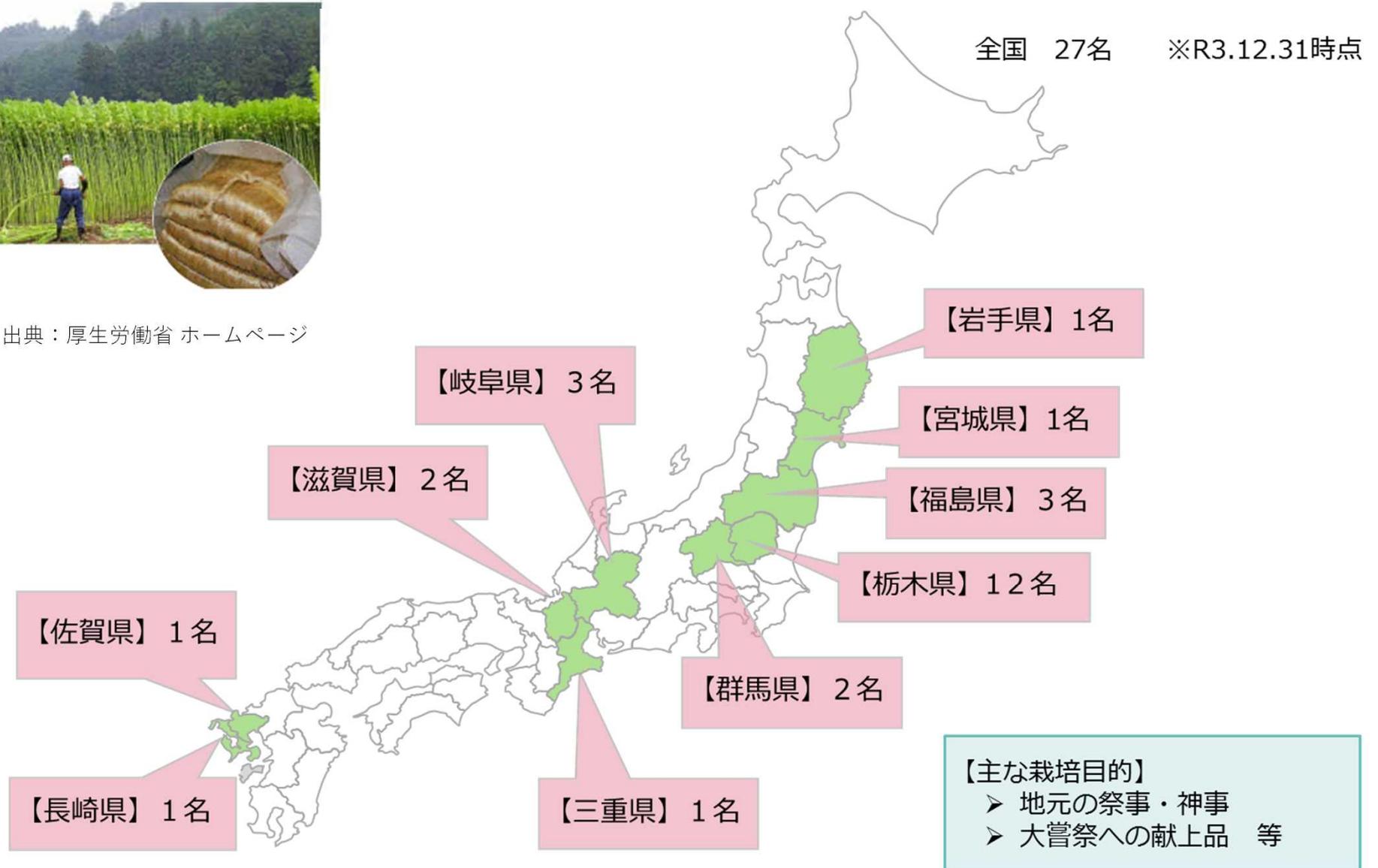
2 次の各号のいずれかに該当する者には、大麻取扱者免許を与えない。

- 1 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 未成年者
- 4 心身の故障により大麻取扱者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

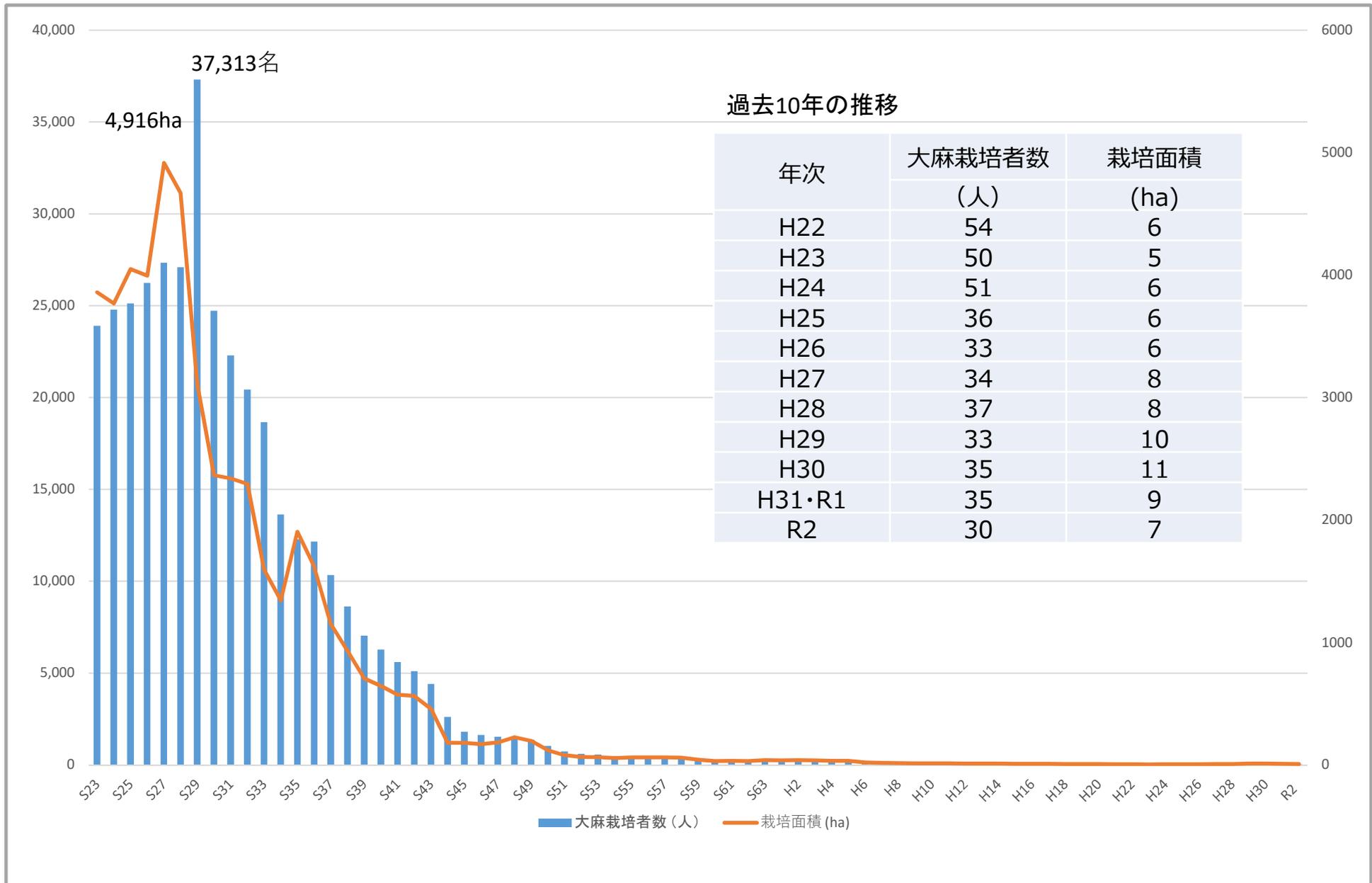
大麻栽培者の全国分布について



出典：厚生労働省 ホームページ



大麻栽培免許者数と栽培面積の推移について



大麻の流通規制について

大麻取締法（昭和23年法律第124号）

第2条 この法律で「大麻取扱者」とは、大麻栽培者及び大麻研究者をいう。

2 この法律で「大麻栽培者」とは、都道府県知事の免許を受けて、繊維に若しくは種子を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいう。

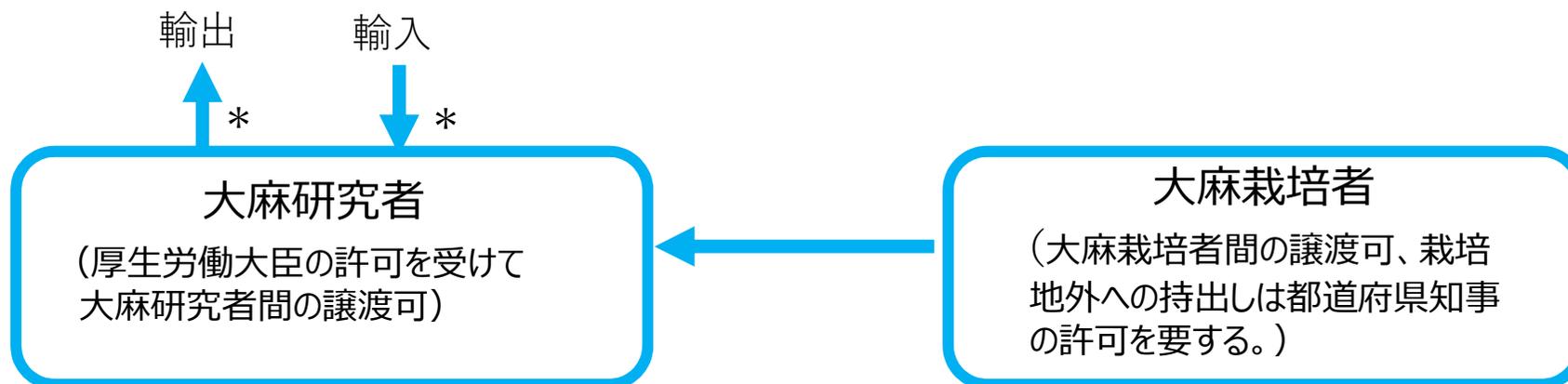
3 この法律で「大麻研究者」とは、都道府県知事の免許を受けて、大麻を研究する目的で大麻草を栽培し、又は大麻を使用する者をいう。

第3条 大麻取扱者でなければ大麻を所持し、栽培し、譲り受け、譲り渡し、又は研究のため使用してはならない。

第4条 何人も次に掲げる行為をしてはならない。

（1）大麻を輸入し、又は輸出すること（大麻研究者が厚生労働大臣の許可を受けて、大麻を輸入し、又は輸出する場合を除く。）。

第13条 大麻栽培者は、大麻を大麻取扱者以外の者に譲り渡してはならない。



* 厚生労働大臣の許可が必要

乱用されている大麻のTHC含有量について

国内で乱用されている乾燥大麻のTHC含有量の
平均値は**11.2%**



日本国内で押収された大麻の形態監察及びTHC含有量調査

【要旨】

大麻事犯の裁判が終了して国庫に帰属した証拠品の大麻を対象として、形態検査及びTHC等の定量を実施。平成22年4月から平成23年3月までの間に全国の麻薬取締部を経由して地方検察庁から厚生労働大臣に引き継がれた乾燥大麻6,376検体のうち、シンセミアの可能性のある種のない花穂部分で、比較的新鮮と考えられるCBN/THCが0.1以下の乾燥大麻335検体のTHC含有量について調査した結果、THC含有量平均値は11.2%、最大値は22.6%という結果であった。

(引用先：厚生労働科学研究費補助金（医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業「法規制薬物の分析と鑑別に関する研究」平成23年度 総括・分担研究報告書）

大麻栽培者が栽培する大麻草の収去検査について

調査概要

- 目的：全国の大麻栽培免許者が栽培する大麻草のTHC含有量を明らかにするため
- 対象県：10県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県、岐阜県、三重県、滋賀県、佐賀県、長崎県）
- 大麻栽培免許者数：26名
- 期間：令和3年8月～令和4年1月
- 検体数：240検体（花穂120検体、葉120検体）

調査結果

- 総THC平均値（※1）：花穂1.071%、葉0.645%
- 総THC最大平均値（※2）：花穂1.553%、葉1.036%
- 総THC最小平均値（※3）：花穂0.611%、葉0.293%

※1 総THCとはTHCとTHCAの和（THC換算）。

※2 総THC最大平均値とは各大麻栽培免許者から収去した検体のうち、最も総THCが高かった検体の平均値。

※3 総THC最小平均値とは各大麻栽培免許者から収去した検体のうち、最も総THCが低かった検体の平均値。

雌株の花穂



雌株の葉

